

第45回平成24年6月定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成24年6月13日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時57分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	長島 洋視
野田川地域振興課長	浪江 昭人	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長（赤松孝一） ただいまの出席議員は18人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

最初に11番、小林庸夫議員の一般質問を許します。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） 皆さん、おはようございます。

きょうは非常にさわやかな気候になってまいりました。それでは、一般質問二日目の、ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして町長に二つの一般質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

まず、初めに（仮称）地域環境整備基金というものの創設はできないものかということで質問いたします。過去にも一般質問や質疑の中で町報でありますとか、町の封筒、あるいはひまわりバスの車体だとか、車内であるとか、あるいはCATVのコマーシャルでありますとか、そういったようなものの中に広告を取り入れられまして、町の歳入、諸収入が幾分でもふやすことにつながるようになるのではないかと、本当に財政厳しい町財政の中であって、そういった取り組みができないかということをお願いしたことがございます。

しかし、町長答弁をお聞きしますと、費用対効果などの面から取り組んでみようというアクションを起こしていただくまでには至っておりません。私は、昨年12月議会の一般質問で、この地域の中で目につくつあります廃屋処理の対処方法などにつきまして、質問をいたしました。答弁で、あくまでも個人なり法人が所有されている財産であり、具体的な対応は特にしていませんが、このような状況が増加することについては、放置するわけにはいかないと、実態調査を平成24年度以降に行いたい。また、建築基準法第10条に規定されている保安上、危険な建築物を強制的に撤去をさせることができるなど、強い権限を持つ京都府と連携を図りながら対処をしていきたいというようなご答弁をいただいております。

関連して、3月に行いました加悦地区での議会懇談会の席におきましても、こういった廃屋の対応に行政は、こういった対応ができるのかという真摯なご質問がございました。全国的にも、こういった状況に対処をするため、各地で廃屋に関する条例制定などをなされているようですが、条例ができたから解決するというものではないところに難しさがございます。この件につきましては、今回、和田議員、山添議員からも空き家、あるいは廃屋につきましての一般質問が、この後に続いてなされるようでございます。こういったことにつきましての、いわゆる共生権限のある京都府ということで、私もお聞きしましたんですが、きょうまで行政代執行に至るまでの例はないようでございますし、個人の財産ゆえ、ならば、このまま放置するより仕方がないのかと、町の中で増加していくままに、ますます環境劣化のままでいいのか、何とかできんのだろうかということをお願いして、このたびの質問に至ったような次第でございます。

通告書にも期してありますように、こういった、先ほど申し上げました広告をとりまして、その広告料を一般会計に入れずに特別会計というんですか、別途、町の財政とは離れた会計をつく

っていただきまして、そんな中で仮称ですが、環境整備基金として設けるということはどうかというように思うわけでございます。そして、この基金の使い道を廃屋処理のための補助金として運用してはどうかということでございます。広告を出された方につきましても、こういった広告代金が地域の環境整備に一役、参画していただくということで、地域貢献のイメージアップにもつながるのではないかと考えられます。また、行政が個人の財産処理に補助を出すということにつきましても、税のほうから出しますと、やはりそれはいかなものかということは当然だと思いますし、税ではない、こういったものの、いわゆる民の広告というものを介した財源というんですか、共助の分野になって、地域の、そういった環境整備の一つになるんじゃないかと、このように思っておるようなことでございます。また、こういったことにつきましても、当然ながら条例の制定ということもついて回ることと思います。

以上、廃屋処理につきまして、行政が手助けできる方策の一つとして、広告料を一般会計でなく別途、環境整備基金として積み立てて、今、申し上げましたような運用を図るべきかと私は考えますが、町長の見解をお尋ねしたいというように思います。

次に、二つ目の質問に入らせていただきます。先月、5月中旬ごろから、ごらんになられた方もあるかと思いますが、私はちょっと見てないんですが、NHKの京都放送におきまして、与謝野町の財政状況が非常に厳しいと、7億円近い大幅な赤字になるという、いわゆる見通しが放映されました。NHKというメディアでありますために、町民の方々から、どうなっているんだと、大丈夫かという不安の声をあちらこちらから耳にいたします。また、私も京都に同級生がおるんですが、京都からもテレビを見たという形で、「どうなっておるんや、小林」というような心配の声をお聞きしております。私ども議員は、こういったことにつきましては、企画財政課のほうから財政シミュレーションというようなことから、若干の知識はあるんでございますが、ここで改めて平成20年度からスタートをしまして行財政改革の進捗状況をお尋ねしたいと思うものでございます。

地方などでも減少が続いていく中、介護でありますとか、医療関係でありますとか、そういった経常経費の純増、徐々に伸びていくという厳しい財政状況でございます。普通交付税が、国からいただく交付税が平成28年度から段階的に順次削減され、平成33年度には平成27年度と比べまして約12億円近くもの減額となるであろうとお聞きいたしております。この平成28年度までに一刻も早く、こういった事態に対応するための時間が限られたものしかない、私は思っております。地方分権云々、あるいは道州制など、今までの中央集権的な流れから、小さくても自立する力が求められています中において、具体的にどのように平成28年を迎えるのか、以下、質問をいたしたいと思います。

一つ目には、町有財産が、資産ですか、土地でありますとか、そういったこと、いろいろと町もたくさんのものでございます。また、分譲宅地等もございまして、こういったものの売却でありますとか、あるいは貸し付けなどの活用策は、どのような状況でありますのか、お尋ねしたいと思います。

二つ目に、税でありますとか、使用料などの徴収率のアップの努力はされていると思いますが、きょう現在の状況をお聞きしたいと思います。

三つ目には、支出分野の補助金、負担金でありますとか、補助金でありますとか、いろいろと

ございますが、非常に補助金の分野におきましても多額な金額が毎年、今、計上されて実行されております。こういったものの一律と申しますか、できないものもあると思いますけども、5%カットぐらいなどは考えられないものかどうかということもあわせてお尋ねしたいと思います。

四つ目に、平成20年と平成21年の2カ年にわたりまして、特別職も含んだ意味でございですが、管理職職員の皆さん、議員の皆さんの給与カットがされてきたわけですが、これの復活が考えられないものかということについてお尋ねしたいと思います。

それから、最後に職員数の数につきまして、住民1,000人当たりの職員数は現在、何人なのか、また、こういったことは適正な数字なのかということもお尋ねいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

きょう一番の小林議員のご質問、地域環境整備基金の創設を問うについてお答えいたします。

まずは、広告料としての収入を一般会計に入れずに、別途地域環境整備基金というような基金を創設し、その基金へ直接収入させてはどうかとのご質問でございますが、以前にも広告料収入を得るための検討についてのご質問があり、KYTでのCM料やホームページでのバナー広告、広報よさへの広告等について、さまざまな課題があり、今後の検討課題であるとの答弁をさせていただいております。

これらのことにつきましては、本年度中に策定します第2次行政改革大綱の中でも議論になるかと思いますが、仮に制度化でき、広告料収入等を得ることが可能となりましても、地方自治法第210条の規定に、総計予算主義の原則があり、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないというふうにされており、直接基金に収入させることはできません。

したがって、一般会計に歳入予算として計上し、その収入を財源に、基金積み立てを行う手法をとらざるを得ません。また、予算における特定財源収入は、基本的には、その事業を遂行するための財源として充てることが望ましいことは言うまでもありません。したがって、このような広告料収入などは、やはりKYTの運営経費や、広報等の発行経費に充当すべきであるというふうに考えており、目的の違った地域環境整備基金に積み立てを行い、廃屋処理などに充てていくことは、予算のルールからいたしまして、いかがなものかというふうに考えております。

したがって、仮にご指摘の基金を創設するのであれば、そのためにいただいた目的寄附金ですとか、一般財源をもって財源とすべきであるというふうに考えております。

次に、このような基金を創設し、廃屋処理の補助などをとのご質問ですが、和田議員の一般質問でも空き家、あるいは廃屋対策についてのご質問がございますので、詳しくは、そちらでお答えしたいというふうに考えておりますが、基本的には、個人の財産に公金を投入する考え方は持ち合わせておりません。したがって、先ほど申し上げましたような目的寄附金が寄せられ、そのみを財源として基金の積み立てができれば可能となります。しかし、実際問題として、そのような寄附金がまとまって寄せられるとは到底考えられませんので、税等の一般財源を基金の財源に使用するしかないこととなりますが、個人財産の処分に税を投入することとなりますので、

それはやはりすべきでないというふうに考えております。他の自治体でもNPO等の団体が、みずからのまちづくりの中で取り組みをされているように、ここは自助、共助でお願いしたい分野であるというふうに思っております。したがって、行政は防災、防犯対策の面から、これらの物件のデータ化、情報提供ができるよう、今後、調査を進めていくことといたしております。

次に、2番目の行財政改革の進行状況についてお答えいたします。まず、ご質問の中にもありましたNHK京都放送にて、与謝野町の財政状況が大幅な赤字になる見通しが、2回にわたって放映され、町民の皆様から不安の声を聞くとのことでありますので、その報道の内容等について、若干ご説明させていただきます。

最初の報道は、5月15日のNHKニュースの中で、与謝野町が計画的に積み立てを行うとしていた減債基金積立を断念したとの内容で報道されました。さらに、京丹後市と比較し、府立大学の教授のコメントも報道されました。この報道の内容は、平成28年度から普通交付税が5年間かけて段階的に縮減されるため、当町では、平成22年度から減債基金に計画的な積み立てを行うこととし、平成23年度では1億5,000万円を積み立てる予定としておりましたが、3月の補正予算、これ専決処分の段階におきまして、その積み立てを行うことができなかったという報道です。これは事実ではありますが、3月時点の予算では、財政調整基金から8,000万円を取り崩すこととしていた繰入金を、5月末の決算段階においては、取り崩さなくても23年度予算の歳入不足額は解消できること、さらには決算段階においては、決算剰余金の2分の1を翌年度繰越金として繰り越しし、残りの2分の1は自動的に財政調整基金に積み立てることとなっているので、最終決算では積立金が見込めるということを3月の議会で説明させていただいております。

実際に5月末の出納整理期間を終え、財政調整基金の取り崩しは行わずに決算することができました。さらには、実質収支がおおむね1億4,000万円程度になる見込みであり、財政調整基金に、その2分の1の7,000万円程度は積み立てが可能になると見込んでおります。要は財政調整基金も減債基金も、目的としては将来にわたる財政の健全な運営に資する基金ですので、どちらに積み立てても同じ意味をもっているということが、報道からは抜けていますので誤解を招くことになっているというふうに思っております。このような与謝野町の考え方とは違い、京丹後市は特定目的基金として、合併特例措置通減対策準備基金に当初予算から計上し、積み立てを行うこととしておりますので、この点を当町と比較して報道されたものです。

次に、5月22日の2回目のNHK報道では、合併加算の削減で赤字が拡大と試算として、平成29年度以降赤字に転じて、平成33年度には6億9,000万円の赤字となると試算しており、町では、それらの試算をもとに歳出を削減する行財政改革の取り組みを検討していると報道されました。

これは、3月定例会で平成24年度当初予算を提案させていただいたときに、本会議に参考資料として、与謝野町財政見通し資料を配付させていただいておりますが、この見通しでは平成29年度から赤字になって、平成33年度で報道どおり6億9,000万円の赤字になるとしています。しかしながら、その前提は、今のサービス水準を、このまま続けるとした場合に、そうなるということであって、平成24年度中には第二次行政改革大綱を策定し、住民の皆様にも協力をいただきながら、その解消に努めることとしておりますので、この点をご理解をいただきたい

というふうに思います。

これら二つの報道は、いずれも内容に間違いがあるものではありませんが、電話による一方的な取材により報道されたため、本町の意図が伝わらず、一部誤解を招いたまま町民の皆様には伝わりましたので、説明を加えさせていただきました。ご不安やご心配をおかけしたことにつきましては、大変申しわけなく思っております。

次に、第一次行政改革の進捗状況につきまして、簡単にご報告させていただきます。第一次行政改革の5年間の行革目標額20億200万円に対しまして、平成22年度までの3年間では53.9%の達成状況となっております。平成23年度行革実績につきましては、現在、集計中のため確定値とはなりません。実績とあわせて平成23年度までの4年間の実績は70%を少し超える程度になると見込んでおります。中身を分析してみますと、目標設定において、期間の後年度にある平成23年度、平成24年度に公共施設の統廃合と、民間委託などによる比重が大きく、目標効果額が大きくなっておりますので、統廃合等がなかなか進まない状況の中で、最終的な目標達成は、大変厳しいのではないかとこのように考えております。

次に、自己収入の減少、経常経費の圧縮まならず、具体的にどのように平成28年度を迎えるのかということ、まず、町有資産の売却、貸し付けなどの活用策のご質問ですが、現在は町有資産の積極的な売却などは行っておりません。お隣の宮津市、伊根町におきましては、インターネットを活用し、公有財産の売却などを実施されております。当町におきましても、今後はどういった手法で行うかは別にして、少しでも資産の有効活用による歳入の確保ができるよう調査研究を進めたいというふうに考えております。

次の税などの徴収率のアップの徹底ということですが、町税の滞納分につきましては税機構に移管し、一定効果が出ているほか、2月支給の子ども手当からは、保育料や幼稚園使用料、学校給食費に滞納がある方は、幼稚園使用料と給食費については同意が必要となるものの、子ども手当支給分から差し引き、滞納分に充てることも実施しております。

水道や有線テレビにつきましても、給水停止や停波などの措置をとるなど、滞納につながる対策を講じているところでございます。そのほか町営住宅使用料等につきましても徴収強化に努める必要があります。

次に、補助金などの、例えば一律5%カット、管理職、職員、議員の給与のカットの復活ということですが、補助金のカットにつきましては、住民や各種団体等に痛みの伴う改革は、できれば内部経費を優先し、削減した後にすべきであるとの考え方を行革委員会の中でも言われておりますので、内部削減を優先して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますが、住民にもご無理をお願いしなければ、今後の持続ある財政運営は厳しいのではないかとこのように考えております。また、給与につきましては、平成20年、平成21年度に3%の町独自の給与カットを行いました。平成21年度から人事院勧告により給与費カットが行われ、これが現在も継続されておりますので、平成22年度からは町独自の給与カットは行っておりません。行政改革推進委員会からは、まだまだ給与が高いとのご意見をいただいておりますので、今後の検討課題であるというふうに考えております。

今回ご質問いただきました内容につきましては、すべて今後の歳出抑制策の重要な取り組みになる点であると考えており、今年度に予定しております第二次行政改革大綱の策定に向けて十分

なご協議をいただき、今後の具体的な取り組みについて検討させていただきたいと考えております。

次の住民1,000人当たりの職員数ということですが、このような指標はございませんので、参考数値としまして、平成23年度地方公共団体定員管理調査や、あるいは市町村のあらましの数値から府内の全市町村平均を算出しますと、住民1,000人当たりの職員数は12.5人となり、与謝野町は11.2人となりますので、若干府内平均に比べ低い数値となっております。ただし、これは人口からのみ算出した職員数であり、市町村によっては、面積も違えば、業務内容も大きく違ってまいりますので、あくまで参考にとどまるものというふうに思っております。

以上で、小林議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） ただいまお答えいただきまして、答弁いただきまして、最初の質問の地域環境整備基金という形のことの広告料は、そういった形のことに入れて、できないかという質問に対しましては、地方自治法からできないと、いわゆる法的なことと直接、そういった基金に入れることはできないというようなお話でございました。

こういったことは町長、思うんですが、一応、条文にはうたってあると思うんですが、最近、地方分権であるとか、国も、そういう動きになりつつありますわな、そういう環境の中で、地方が独自で考えて、こういうのはどうですかというような、いわゆる自治省かどこかにお尋ねはなさったわけでございますか。いわゆる地方自治法だけのことでございますか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） それは聞いてはおりません。といいますのも、やはりこれ地方自治法、国の、そうした法律で決まっております基本中の基本でございますので、それらについては、先ほど申し上げましたように、これを勝手に飛び越してといいますか、解釈をしてということにはならない。むしろ、そのことのほうが大きな問題になるというふうに考えております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） 確かに、いわゆる法律が一番中心でわかるんですが、これもちょっとある雑誌に載っておったんですが、法令というのは、多くの自治体に適用可能というようなことに、一定の抽象度を必要としておるといふ形のことで、いわゆるあまりにも細かく規定すれば想定外のことに對して対応できないという形のことで、いわゆる自治体、この法令に書かれていないからできないというようなことでは、新たな自治体としての取り組みが進まない。いわゆる枠に決まったことしかできないというようなことに、私は思うんですが、こういったことの上に対してご相談とかいうんですか、いわゆる廃屋のことにしましても、ちょっと話はわかりますけども、京都府のほうにもお話を聞きましても、そういう勧告命令なり、撤去命令なりは出すことはできても、代執行までするというような形のことはできないと、したぐるめ、その財源はどこからあるんだという形になりますと、府のほうも、そんなお金はないと、いわゆる税を使うわけにいかないというようなことで、その当事者から、その代金を100万円か200万円か300万円か、そういうのが徴収できれば代執行でも可能だと思うんですが、そういうことができないので、一切、そういったことはあっても、してないのが現状だという形で、どうしたらいいんかということは、それぞれで考えてもらわないかと。先ほど、町長がNPOということも申されましたけれども、

そういうような財源が、そういった皆さんの広告の積み立ての中で住宅改修を、この3月までなされまして、上限20万円ですか、出されるという形、そういうことの廃屋処理の補助が、そういった広告料で、して上げるというような形ができれば、広告を出された方々も環境整備に一役買っておるといふ満足感ができるのではないかと、私は、そういうふうにして、お話をさせてもらったんですが、いわゆるローカルルールというんですか、本当に法律は、こうなっているけれども、こういう形はできないかということの自治省に対する、そういう質問というようなこともあってもいいんじゃないかと思っております。

仮に国との間に係争が生まれた場合、国、地方の係争処理委員会というのが別途あるようでございますし、そういう中で、そういったことのお話をしてもらおうということもあると思うんですが、今のまま、このまま放置しておれば何もできないまま、いわゆる地域環境が、非常に見苦しい環境で劣化していくと、これは与謝野町ばかりではなしに、どこの町も、こういう環境になりつつあるわけでございますが、どうしたらいいかというようなところを、一つの行政の、そういった窓口で町報であるとか、そういったものの広告をとって、その広告料の積み重ねで、そういった上限が10万円なら10万円でも出してあげましょうという、そういう取り組みはできないのかなと思っておりますが、その辺のことにつきましての、再度お尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 小林議員の熱い思い、我々も困っている課題であり、これはどこの市町村でも同じ課題を抱えております。しかし、個人の意思が優先されますし、その個人が自分の土地をどのように、あるいは家屋をどのように処分されるかということがない限り、これは手はつけられないというふうにして思っております。

例えば、そのNPOで、そういう援助をすることがありましても、ご本人が納得されていないのに、それでやるということは周りの者が迷惑するからだけでは済まない、また、新たな問題が出てくるというふうにして思いますが、これらのほうについては、今の状況では、全くそういうことができませんので、やはりこれは全国の自治体の問題として、やはりもう少し、先ほど来、申し上げておりますように、京都府の力を借りる中で、もう少しいい方法がないのか、対応がないのか、そうした研究はやっていく必要があるというふうにして思いますが、今の段階では非常に難しいということでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） ちょっと行政が全部するというような、そんな意味で僕は言うところじゃないので、いわゆる住宅改修と同じように上限10万円とか、廃屋処理される場合は、こういうものができますよというのは、与謝野町スタイル的な形にして、こういう制度を仮につくったぐるめ、そういうものが、あちらこちら全部がやってみようかという形が可能とは、僕は思いません。ただ、行政としても気持ちだけでも、こういう皆さんの広告を活用して、そういったことの補助がさせてもらって、少しでも、そういう見苦しい環境が一つでも減ればいいんじゃないかと思っております、何もしないよりはいいんじゃないかと思っております、質問をさせてもらったわけなんです、いわゆる自治法でだめだと、一切。それで、それなら広告料を、別途そういう広告料専用の基金口座で、次の代として、いわゆる、そういった廃屋処理のものに使うと、税ではないという、その辺の町民に対するPRも必要かと思っておりますけれども、あくまでも一般的な税を使う形については、やは

りぐあいが悪いと思うんですが、そういう広告にしても、こういう地域環境に回させてもらうというような趣旨のもとでの広告を募るといような形でもどうかと思っておるんですが、地方自治法があるので、全くだめだと。いわゆるそれなら、こういう形ではどうですかという一つのアイデアを上を上げていただいて、法律ができなかったらできないというんでは何か寂しい思いが、私はするんですが、やはり、この地方分権、地方に独自で、自分の町は自分でやっていかんなんという、こういう流れの中にあつて、何とか、そういう壁を町長、やっぱり突き破ってもらうような形のことできないかとは思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほど、小林議員が住宅改修等の補助制度のことをおっしゃいましたけれども、あれとこれとは全く違うわけで、あの場合は自分の家を自分で直そうと、そして、それに対しては特定の方じゃなしに、町民全部の方で、そういう思いがある方に、それぞれのあれをお助けしようということで、税の使い方としては、それは決してペケではないというふうに思ってますし、そのことによって地域の経済が活性化していったということです。ただ、こういう廃屋につきましては、個人の所有であるわけですから、それに形を変えて、どんな形にしる公金をつぎ込むということは、補助金であれ、基金から出すんであれ、それはやはり税金を個人の方に使うということですから、それは町民の方が納得してという、そういうはんちゅうの問題ではなしに、やっぱり税の使い方の中では、不適切だということで、やはり地方自治法で、そうしたしびりがかかってきているということでございますので、それらについて、そのお気持ちはよくわかるんですけれども、個人を説得して何とか、その個人の意思で、それを撤去するという、そういうことをしていくことしかないのかなというふうに思っております。

そういうことをされるときに、個人が一定のお金を借りてでもやられる、そうした中身については、若干考える余地があるのかなというふうに思いますけれども、それらについての、もしそういうことであれば、それらの整備も、法的整備もする必要があるでしょうし、その辺の研究をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ちょっとよく理解していただいたのかどうか、もうちょっと、町長のお答えを聞いておつて、あのものなんですが、もちろん住宅改修とは別途ものです。あれはいうなれば町内の、それぞれの大工さんでありますとか、いろいろな方々の仕事の確保、また、町内のそういった循環型というような意味合いも込めてのことで、それはそれでいいと思うんです。何もそれは税金を使っておるかどうか、僕はそんなことを言うておるんじゃないですよ。いわゆるそれと同じような形で廃屋処理について、そういうことは町税なり、そんなことは、税を使うことはできませんので、それならば広告料で、そういったことができないかという、それだけのことなんですが、広告料も税のうちだという町長の解釈であるということ、それではちょっとおかしいかなんと思つて思うんですけど、ちょっとかみ合っていないと思つても。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと誤解があるかと思つます。広告料だとか、そういうもので得た収入は目的を持って集めているわけですから、その目的のために使用する。例えばCATVの運営費に充てるだとか、それから、よりよい施設充実のために充てるだとかについてはいいんですけれども、

その集めたお金を、集まったからといって廃屋を処理するお金に使えないということです。わかりますでしょうか。ルールとして、そういうルールになっているということでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） もう一つ、こっちが納得できませんですが、いわゆる町報でありますとか、そういう封筒でありますとか、もちろんそういうものに広告をとられて、テレビはまた、別としても、テレビはテレビで、テレビのほうの運営に回されたっていいと思いますけれども、公園のベンチでありますとか、いろんなところ、役場の玄関のマットでありますとか、ほかの自治体もいろんなところに、いわゆる公共の施設の活用という形で壁面を利用しての広告でありますとか。いろいろと工夫してやっておられます。そういった、集めた目的が、また、そういうことに使われんなんという形の町長の今、ご答弁でしたけども、いわゆるうちの町は環境整備に使いたいんだということを、広告にしても、PRして、そして、募るといような形はだめだということですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） どう説明したらいいのかわからないのですが、そういうことを目的とした寄附金ならばいいわけですが、広告料を集めるということについては、その町の廃屋処理のためにということにはならない。一たん一般会計に入れて、あれに使っていくと、そのものは使っていくという、そのために、そういう広告料を取るわけですから、ですから、基金をということになると、町民の方たちが、そういう廃屋処理のための寄附金として提供していただいたものについては、その廃屋処理に充てるという、そういうことはできる。ですから、そういう意味では地域で、もうあそこの、本人の意思はもちろん大事ですが、何ともならないときには、そういう一つの方法としては町内で、民間で集められた寄附金でもって、その処理を行う。それは、その地域で、それぞれ考えられることですので、町の会計に入ってきてということにはできないということでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） なかなか町長とお話ししておっても平行線のような形で具体的なところまではいきませんが、こういう思いの意見もあるということは、ひとつ心にとどめていただいて、今後の地域の、そういう環境整備についての検討の一つに加えていただけたらと思っております。よろしくをお願いします。

次に、それでは2番目の質問に入らせていただきます。いわゆる私が今回、質問させていただきたいと思いますのは、いわゆる、先ほど町長がNHKのこの報道につきましては、詳しくお話いただきましたので、皆さん方、ご理解いただけたかと思っておりますし、それよりも平成28年度から、国からいただく交付税が段階的に減ってきて、5年後の平成33年には、平成27年度までいただいておる交付金と比べたら11億円ないし12億円ほど落ちる見込みだというような見通しが既に立っておるわけですね。それに向かって平成27年度までに、やはりそういう緊縮財政というんですか、いわゆるお金がないんですから、それをどうように構築していくかということの見通しというんですか、計画が、私は早急に立てていただくべきかと思っておりますので、行財政改革、今度はメンバーかわられるんですか。そのような形のことも聞いておりますけども、行財政改革の審議会のメンバーに、もちろん検討もしてもらわなければならないんですけど

も、やはり町長の、こういう状況だから、こうしたいんだという強い思いですね、それがやっばり、こういう危機に向かっての中での、非常に大きな大事なものだと思っております、そのための、私なりに考えることを三つ、四つ、五つ列記をさせてもらったんですが、町有資産の、この売却というようなことにつきまして、分譲宅地にしても、町報でも、あるいはホームページでもPRをしていただいておりますが、取得されてから、もう既に10年経過したようなところもあると思いますし、いわゆる塩漬け状態になっておると、私は思っております。こういったものの、いわゆる取得費用なり、造成費用なり、あるいは金利負担、年々の草刈りであるとか、いろいろと管理もしていかなきゃなりませんし、こういったものの個々の土地についての評価というんですか、そういったものの計算、どれぐらいかかっているものかというような計算はされておられますか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 分譲宅地のほうは建設課のほうですので、建設課のほうから答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。今、分譲宅地の年間の草刈りの部分についてでございますけれども、しっかりした資料をきょう、持ち合わせておりませんので、大体このぐらいだというふうなことでご勘弁をいただきたいというふうに思っております。

現在、土木総務費のほうで分譲宅地の部分の草刈りの費用の部分については計上させていただいております、大体25万円程度ぐらいだったかなというふうにしております。詳しくはちょっと予算等を用いまして、また、ご報告させていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） こういった分譲宅地なんかも、いわゆる年々、評価が下がってきておまして、不動産業者あたりとの情報も、コンタクトもとって、常にとっておられると思うんですが、ある程度、行政としても原価方式に基づかれて何ぼかかったというところから売価も設定されておられると思うんですが、現在の相場との差というんですか、それどのぐらいになっておるのか、一度、私は再評価というんですか、時価と比べて、どのぐらい価格差が、いわゆる一般の、それぞれの周辺の土地の地価と比べても少し、町が売り出されておる土地にしても若干高いんじゃないかと、このように私は認識しておるんですが、そのまま推し進められるのか、あるいは若干損引きをしてでも早く換金されるのか、そういうようなところに私は来ているんじゃないかと思っております、そのためにはやっぱり時価との差がどのぐらいあるのか、そういったことも一度評価されるべきかと思っておりますけども、その辺についてお尋ねしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回また、行政改革の委員さんたちにお世話になって、それらの洗い出しをして、そして、一定の方向性というものを今後の計画を立てていきます中で、それらについても十分検討していただく対象になろうかと思っております。今の段階でわかっている範囲であれば建設課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。確かに今、議員がご指摘になりましたように、売り始めてから10年以上たっておるといふような物件もございます。したがって、今と同じような価格では、当然、無理だろうというふうに私どもも思っております、いわゆる実勢価格での見直しというふうなことを検討していかざるを得ないというふうに思っております。

これはたくさん分譲地を抱えておりますので、一度、精査をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、将来の土地利用の関係の区画が残っておる部分もございますので、その辺の部分、どういうふうに扱っていくのかというふうなことも一つ大事な観点ではないかというふうに思っております、その部分をどうしていくかというふうな宿題が残っていると思っておりますけれども、ただ、残地数の中で、例えば一区画だとか、二区画だとかいうふうなものがという物件につきましては、やはり今と同じ分譲宅地でしか売れないというふうに思っておりますので、その点については、そういうふうな方向性で、やはり見直しをせざるを得ないのかなというふうに思っております。

これは土地の鑑定評価というふうなものを入れてきちんとした第三者で、やはり、そういうふうな鑑定をしていただくのが妥当ではないかというふうに思っております、そういうふうな予算を計上させていただいて、今後、価格の見直しを行っていきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それに関連しまして、いわゆる町の町有地ですな、いわゆる具体的に場所を言っているのかどうか分かりませんが、いわゆる民間の業者が分けていただけるかというようなお話があって、なかなか決まらずに長いことかかると、その間にほかで安い土地が何ほども出てきたというような形で町の町有地を購入しようかと思っておられる、ある会社さんが、やはり撤退されたというようなお話も耳にしておるんですが、こういうような場合、決定されるまでの期間というんですか、私だったら、いわゆる一月もあれば売るか、売らんかというような形で決断を下さなければ、やっぱり希望があるときに話に乗らなかつたら、きょうび土地なんて、なかなか売れないという中であります、そういう決定されるまでのプロセスですか、理事者側の期間というのは、どのくらい見ておられるものなのか、民間であるならば、やはり早く、そういう相談をかけられて早く決定をされることによって民間も、次の策というか、方向を組み立てることができるんですが、半年もたっても、8カ月もたっても、なかなか決まらないというような形のことで何ほどもほかで安い価格のところがあるという形のことで、その話が立ち消えになったという話も聞いておるんですが、そういったことのプロセス、やはり早く決定をなさるといふ、そういうような形のことについてのお尋ねをしたいと思います。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 先ほど建設課長が申し上げましたように、町は、やはりそうしたものを買って、そして、それをまた、提供する場合には一定のルールがありますし、それらに手続を踏んだ上で適正価格というものを示して、言われたときに、それを提示させていただく。そのことによって相手さんが、それは高いと判断されるかどうか。また、その民間と同じように、町も、それらについての交渉は必要になってくるとは思いますけれども、一定のルールの中でやっているわけでございますので、こちらの提示した金額、おおよその金額についてどう考えられるかというのは、もうその民間の方の判断になろうかというふうに思います。

確かに一般の業者のように、ある程度ダンピングして売却をするという、そういう手法もあるかと思いますが、やはり行政においては、やはり税を使って得た土地等については、やはりその辺の見きわめというものは大変大事になるかというふうに思っております。

そのケース・バイ・ケースになろうかと思いますが、我々の思うところと一致すれば、それは成立するということになりますので、それらもあわせて今の状況のままでいいのかどうか、それらも今後、再検討していくというふうに今、課長のほうも申し上げましたので、それらによって再度、話ができるのかどうか、それらにつきましても一定の整理はさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

- 1 1 番（小林庸夫） やはりこういう人口減少社会で、この町もそうですし、なかなか新しく活気を呈する環境ではないだけに、やはり土地というものも、田んぼにしてもそうですし、何ぼでも売物があるというような中で、やはりお話があったときに町有資産、いわゆる、これは確かに大事に損しないように、これは、もうだれも同じだと思うのですが、環境が、こういう環境になってきているときだけに、将来的に、それなら見込みがあるかというたら、なかなか見込めないと私は思っております、そういったことも含めまして、ひとつお考えをいただきたいと思います。

それから、あの土地の、今は売却のほうですが、貸し付けにつきまして、岩滝のシーサイドパークの都市機能用地の活用という形のことで、グラウンドゴルフという形のことで予算化もされております。まだ、場所がああいうところでありますだけに、商業用地というような声も根強く耳にいたすわけでございますけれども、具体的に決まるまでの一つの期間として整備という形のことでグラウンドゴルフというような形のことで、そういうように私はお聞きしておるんですが、将来的にどういう活用、何か具体的に決まった場合でしたら、やはりそういう転用もあり得るといように理解させてもらったらよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 小林議員、今のは通告外ということで、ちょっと意見を違う角度からお願いできませんか。

- 1 1 番（小林庸夫） これは私の意見としまして、いわゆるそういう民間でも、あの土地を活用したいという方があらわれた場合には、貸し付けというような形のことで考えられるのかということ質問をしたかったわけですが、それは通告がないという形のことです、それは、そういうことだけ申し上げたいと思います。

それから、三つ目に、いわゆる管理職、職員さん、議員も、私たちも含めてですけども、給与カットを平成20年、21年、22年、5%、あるいは3%の給与カットをされてきたわけですが、宮津市さんのお話を聞きますと、いわゆる10%で、あるいは7%、5%と、それぞれの職種に応じて宮津は、過去10年間ほど、そういう形のことを続けてこられて、そして、それなりに、やっぱり財政的にも、ようやく少しばかり展望が見えるようになったということ、この間もある方から聞いておったんですが、こういうことを発言申し上げますと、本当に関係者から大きなブーイングを受けることだと思いますけれども、やっぱり与謝野町も先ほど申し上げました平成28年度に向けて、やはりこういったことも取り組むべきではないかということ質問したわけでございます。平成22年度の一人当たりの、この決算資料、これで見せていただいても、やはり平均当たり、各手当込みの平均が630万円、そして、共済費込みで748万円という数

字が出ております。これは平均ですから、相当な金額が、いわゆる民間と比べましても格差があるというふうに私は思っております、そういったことは町民の方々からも、しょっちゅう耳にいたしておるんですが、こういったことを含めて、いわゆる給与のカットということについての行政側の取り組みですか、そういったことの町長のお答えを聞きたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 宮津市さんは宮津市さんのお考えでカットをしてきておられると思いますけれども、合併できなかった大きな理由の一つに、やはり給与の格差がございました。とても市レベルのところと、町レベルのところとの、それぞれの給与の格差というのが大きくて、それらは落とすことができないということは、すべて宮津市の給与に引き上げるというような、そういうことがございました。それでは合併する意味がないというのが大きな一つの理由でありました。

そういうことがあって、今、努力をされて非常に、この地域におけるところと同じ程度にまで落としてこられたのではないかなと、はっきり知りませんのでわかりませんが、元が高かったのを落としてこられたということで、率からいきますと非常に大きいというふうに映るんですけども、それはそれとして与謝野町の場合を考えた場合でも、国とのラスパイレス指数なんかも非常に低い、そして、京都府下でも大変低いところがございます。それらについても、やはりどういうレベルが適切なのか、これはやはりいろいろと行革の推進委員会のほうでも考えていただく必要があると思えますし、それらについても適正なといえますか、与謝野町規模で適正な金額というものを、やっぱり弾いていく必要があろうかと思っております。

やはりこういう厳しい状況の中で、行革の委員会の中でも、まだまだ高いというようなご批判もいただいているようでございますので、それらをどうしていくか、あまりにも低過ぎると職員のモチベーションも下がるということもございまして、そのことが基準になって非常に、この地域の経済状況に、むしろ悪影響を及ぼすこともあり得るわけですので、それらも考えて判断していただけるものと思えますし、しかし、それらについては一考する必要があるというふうには思っております。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） ゼロになったらやめます。もう時間ないんですが、ラスパイレス云々ということは非常に、私たちも、前から耳にいたしておりますが、非常に、その数値が本当に、その指標というものがいいのかどうか疑問にも思ったりしています。やはり、この地域の。

不完全燃焼ですが、これで終わります。

議 長（赤松孝一） これで、小林庸夫議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時36分）

（再開 午前10時50分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて、一般質問を再開いたします。

次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城功議員。

9 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回、私は通告しておりますとおり町営テレビの番組、公営人材サービス会社、住宅改修事業、

町内の危険箇所、自転車道の照明、奨学貸付金についての6点を質問させていただきます。

今回、非常に多岐にわたっての質問にはなりますが、本定例会冒頭の議長のごあいさつにもありました、我々議員は以前に取り組んだ課題に対しても、その後、どういった追跡ができていくかということも大事な仕事の一つというお言葉もあり、私自身がこだわりを持って進めてきた課題、また、町民の多くの声を代弁すべきと感じた課題について、以前ほかの議員も取り組まれた、また、提案された点もありますが、今の時点でのご答弁をよろしくお願いしたいと思います。

まず、有線テレビの番組についてお伺いいたします。私は昨年12月議会において、この有線テレビは与謝野町が誕生し、町の一体化、平等な情報の共有化を目指し、情報化事業が進められ、今では町内のどこでも加入の手続きさえすれば視聴できるようになった。このテレビについては、新たにコマーシャルを取り入れるなどの取り組みもされ、内容の充実に向けて担当課を中心に頑張っているわけですが、いまだ文字放送の聞きづらい状況や、どこか暗いイメージなど、まだまだ、改善すべき点があるのではないかとということで、サービス面での配慮について質問をさせていただきました。その後もお出会いする町民の多くの方から、いろいろなテレビについての思い、また、ご意見、ご感想をお聞きしたりする機会もございました。中でも番組内容については、もっと番組数をふやしてほしいという意見が多く、本定例会での補正予算でも内容の充実を図るために機材や人員にかかる追加予算も上げられております。

現在、当町のテレビは一日一番組を何度かの再放送を繰り返して放送されております。放送時間帯への配慮はしていただいているわけですが、文字放送の時間帯が多く、ほかの民放放送を見ながら、その時間だけKYTVのチャンネルに移動することはなかなか手間に感じ、せっかくでき上がったすばらしい番組を見逃すことが多いということです。

私はもっと番組数がふえ、コマーシャルも多くなり、視聴者、すなわち町民の方がチャンネルをある程度、固定していただければ、もっと有効的なテレビになるのではないかと考えております。番組数をふやすといっても、簡単ではないということも理解はできますが、例えば、多くの町民の方が自主制作番組を持ち寄り、内容の充実を図るということも一つの手段ではないでしょうか。現在でも月に何度かの自主制作番組が放送されておりますが、それぞれの個性が出たおもしろい番組にでき上がっているように感じます。また、それに伴い年に一度、自主制作番組大賞などのイベントを設置して、関心を深めることも大事ではないかと思えます。

二つ目に、学校や教育委員会などとの連携を強化して、町内の学校の番組制作をしてはどうでしょうか。各学校では生徒会や児童会などの行事や取り組み、PTA活動などは毎月のように何かが実施されています。例えば廃品回収をするにしても、なかなか地域の方に周知徹底することは難しいように感じます。しかし、テレビを使って連絡をしたり、協力を求めたり、また、学校の様子を伝えることで学校の理解を得ることができるのではないのでしょうか。結果、それが子供たちの、また、PTAの励みにもつながっていく効果的な取り組みではないかと感じております。

また、三つ目に、学校と同様、各自治区、また、町内のサークルやクラブ等でも同じことが言えるのではないのでしょうか。

四つ目に、町内のイベント、また、情報を文字放送だけでなく、各課の職員や担当者、また、それに関係する町民の方が出演した情報番組をつくれれば、より伝わりやすく効果的でないかと考えます。

今、挙げたものは、あくまでも私の例えであり、まだまだ、やれることが多くあるのではないかと感じますが、せっかく整備された設備、また、でき上がった、構築された整備を最大限活用することが大切ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目に、公営人材サービス会社についてお聞きいたします。当町は平成18年に合併し、平成28年度からは交付税が段階的に削減され、町財政は今後、ますます厳しい状況を余儀なくされております。行政各課におかれましては、無駄の見直しやコストの削減にも積極的な取り組みをしていただき、大変感謝をしておる次第ではございますが、負担が多い歳費として、やはり挙げられるのは人件費であります。当町では正職員は段階的に削減できておりますが、その補充として臨時職員がふえ続けております。歳費的には多少の効果はあるものの、臨時職員を採用するとなれば労働時間や労働条件でもある程度の配慮も必要となり、あまり有効的な手段ではないと感じております。

前総務常任委員会では、愛知県高浜市に行政視察をさせていただき、公営の人材サービス会社について勉強させていただきました。内容についての詳しいことは資料等でご確認をいただければと思いますが、簡単に説明させていただきますと、行政の人員が足りない部分や一般の方でもできる仕事、また、専門分野であっても一日のうちに数時間のみ必要な仕事、また、何人かで時間や業務を分担できる仕事などを行政が公営で町内の働ける方を登録制で確保して、その都度、補って派遣するといったサービスを行う会社であります。

既に高浜市では大変な効果があり、高齢者の方や子育てをされている方なども自分の都合に合わせて仕事ができ、大変市民に喜ばれ、行政も経費の負担が軽減されているということでもあります。また、この公営会社自体も利益を上げられ、町財政に還元できることも今後は可能になってくるということもあります。この件につきましては、過去、勢旗議員や谷口議員も質問され、行財政を運営する中で研究や検討をしていくというようなお答えをされておりますが、いよいよ当町も、こういった取り組みを本格的に進めていくべきではないかと私は考えますが、いかがお考えでしょうか。

三つ目に、住宅改修助成事業について、お聞きいたします。本年3月で打ち切りになりました本事業は、地域経済の向上、水洗化への波及、また、雇用の創出にもつながり、大変すばらしい事業ではなかったかと感じております。また、関係各位、各方面でも高い評価をされ、新たに取り組みを進められておる行政も多いとお聞きいたしております。せっかくのすばらしい事業に継続を求められる業者の方、また、町民の方も多く、伊藤議員も昨年12月議会で一般質問をされました。答弁では財政の厳しい中、今回をめぐりして継続は考えていないとのことでしたが、助成額を減らすなり、また、内容の限定をするなりの改善をしながら継続することができないのでしょうか。いま一度、ご検討をお願いしたいと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

また、伊藤議員の質問の中で財源として、社会資本総合整備交付金の活用をお聞きになられ、答弁では調査検討をするということでしたが、結果についていかがであったでしょうか。

四つ目の質問になりますが、町内の危険箇所についてお聞きいたします。この件につきましては、昨日、糸井議員も関連した質問をされましたが、私なりの思いを少し述べさせていただき、重複する部分につきましては答弁は結構ですが、その他の部分についての答弁をお願いします。町内の危険な箇所は結構あるのではないのでしょうか。小中学生の登下校時の通学路、また、地域

のスーパー、施設などの出入り口、また、草木が道路まで伸び出しているような箇所、それから前回の議会で報告があったような老朽化した道路など、少し自転車や車で走れば、結構いろいろなところで危険な箇所を感じます。私は行政が徹底してチェックすることが当たり前の業務であると考えておりますが、自治区や学校、PTAなどとも連携し、注意を促すべきところは注意を促し、修繕や改善をするべきところは修繕や改善をする、それが大きな事故を防ぐ最大の手段であると感じております。この件は糸井議員もおっしゃいましたが、早急に取りかかる課題ではないかと感じておりますが、いかが受けとめておられるか、ご答弁をお願いします。

五つ目に、自転車道の照明設置についての、その後についてお聞きいたします。私が議員になりまして7年目になります。当初から自転車道の安全を考え、照明設置を何度も取り上げて質問させていただき、現在、野田川駅裏側付近には設置をしていただいております。その後、石田橋まで延長されるとお聞きしておりましたが、高速道路の高架工事に伴い、現在停止しておるとのことです。この自転車道は京都府の観光道路ではありますが、地域の学生・生徒の通学にも利用され、また、多くの方が生活や健康増進にも利用され、地区によっては季節によって花を植えていただいたり、清掃活動をしていただいたりと、町民としてできる分野では一生懸命取り組んでいただいている道路でございます。行政として安全で安心して通行いただけるために京都府との連携を図り、早期に全町に照明を設置していただける努力をされるのが役割ではないかと考えておりますが、現在の状況と今後の計画はどのようになっておるのか、そういったことをお聞かせいただきますようお願いいたします。

最後に奨学資金貸付制度につきまして、お聞きいたします。この制度は町条例で定められており、大学生であれば月額3万5,000円の貸与が可能であります。現在、利用者は86名、貸付総額は約5,466万円であり、利用者は償還期間10年の間に、学校卒業後から償還をされます。大変厳しい経済状況の中で多くの方がご利用され、大変喜んでおられる制度ではあるのですが、一月の貸与額や保証人についてご意見、ご不満が多く、改善を図るべき点があるのではないかと考えております。貸付額は現在、大学生であれば一月3万5,000円ですが、もう少し増額していただけないかという声が非常に多くあります。同じような貸付制度を行っている日本学生支援機構の金額でいいますと、国立大学であれば5万1,000円、私立の大学であれば6万4,000円の設定をしております。将来を担う若い方々がより高度な分野で勉強されるに当たっての支援をしていくことは行政の義務ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。少しでも保護者の負担が軽減できるよう金額の見直しを強く希望いたします。また、この条例では保証人を町内在住の方というふうに限定をされておりますが、もう少し範囲を広げていただきたいというような声も多くお聞きします。

与謝野町には、生まれた時から与謝野町の方も多く、もちろんおられますが、結婚され与謝野町に転居された方も多くおられます。せっかくの制度を利用しようとしても、もともと宮津市の方で親戚もほとんどが宮津市にあり、町内で保証人を頼める方がなく、この制度を断られたというような例もお聞きいたしております。保証人の居住の範囲を見直し、緩和していくことも大事ではないかと考えますが、いかがでしょうか。奨学資金貸付制度につきましては、教育長にお考えをお聞きしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 家城議員ご質問の一番目、有線テレビの番組についてお答えいたします。1点目の番組本数をもっとふやすために、年に1回、自主制作大賞などのイベントを行ってはについてでございますが、今年の4月1日現在、有線テレビの加入率は84.7%となっており、そのうちの約75%のご家庭で自主放送を見ていただいております。また、平成23年度の1年間には、約230件の新規加入をいただいております。

このように有線テレビは、大変多くの方々にご利用いただいておりますので、今後もサービスの向上、とりわけ番組内容の充実を図る取り組みが重要だと認識しております。そこで、議員ご提案の番組コンテストでございますが、同様の取り組みをホームページのヨサノスタイル（YOSANO-STYLE）の中で計画をしているところでございます。名称を地域ポータル映像作品コンテストとして、1年間を通じて一番アクセスが多い投稿ビデオ作品を大賞として選び、賞品をお渡しするというコンテストですが、その対象範囲を有線テレビに提供されたビデオ作品やコマーシャルビデオの作品にも拡大して選考する方法もあるのではというふうに思いますので、今後その方法について検討させていただきたいというふうに思います。

続いて2点目の学校や教育委員会と連携し、町内の各学校の紹介番組を制作してはとのご提案にお答えいたします。これまでから学校行事等の取材につきましては、教育委員会はもとより、校舎長会や先生方と連携をとりながら進めていますが、今後は一層連携を密にし、各学校の取り組みや特色、PTAの取り組みなども紹介できるようになればと考えております。ただ、すべての学校で、すぐに取り組めるかどうかは不明ですので、提供ビデオなどの方法も含め、学校側とできるところから協議を進めてはどうかと考えております。

3点目と4点目のご質問は、一括して答弁させていただきます。各自治区の取り組み紹介、イベント、情報発信、町内のサークルやクラブ等の紹介番組を制作してはとのご提案です。各自治区の取り組みや情報発信につきましては、特に春祭りなどは地域の特色がよくわかりますが、日常的な取り組みについては、なかなか紹介ができていない分野ではないかと思っております。各自治区や区長様の大きな協力が必要となりますが、それぞれの区の紹介ビデオのようなものができれば、大変素晴らしいことだというふうに思います。また、イベント等の情報はKYTにどしどし連絡をいただければと思っておりますし、新しい取り組みとして、テレビのデータ放送を使って、みずから地区の情報を発信することが可能となる試みもありますので、これらの活用もお願いしたいというふうに考えております。また、町内のサークルやクラブ等の紹介番組についてですが、過去に、そのような番組を制作したこともありますが、期間も大分たっており、今年度から町内の各種団体や施設を紹介していくプロモーションビデオ的な番組づくりを進めています。また、加悦谷高校にもご協力いただき、7月から月に1回か2回、クラブ紹介の番組も放送する計画がありますので、これらにつきましても積極的にPRをしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員からいただきました大変貴重なご意見、ご提案を十分参考にさせていただきながら、放送番組審議会でもご意見をいただく中で、住民の皆様にあいさされる、親しまれるCATVとして、さらに番組の充実を努めていきたいと考えております。あわせて、今の職員、スタッフ体制だけでは、どうしても十分にカバーできない面もございますので、

住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2番目の公営人材サービス会社についてお答えいたします。ご質問は、今後、町財政が逼迫する中で、無駄の見直しやコスト削減への取り組み等を行う必要があります、中でも人件費の削減などが必要となるものの、正職員が減っても臨時職員がふえるのでは効果的とは言えないのでは。また、そのようなことをしないためにも、公営の人材サービス会社が必要ではないかのご趣旨だと思っています。まず、合併後における正職員数と臨時職員数、週20時間以上勤務の、そうした推移について申し上げますと、平成18年度が正職員320名、臨時職員84名の計404名でした。これに対して平成24年度では正職員267名、臨時職員176名の計443名でございますので、正職員は53減っているものの、臨時職員数は92名ふえ、トータルでは39名の増となっています。この職員に対する人件費と臨時職員に対する賃金を申し上げますと、平成18年度の人件費が23億800万円で、賃金が2億7,900万円であったものが、平成24年度当初予算では、人件費が19億5,300万円、賃金が3億9,800万円となっています。トータルでいいますと平成18年度が25億8,700万円であったのに対し、平成24年度では23億5,100万円となり、2億3,600万円の削減となっております。

正職員を削減しても臨時職員がふえるのでは効果的ではないのご指摘ですが、決してそうではなく、むしろ効果的な手法ではないかと考えております。先ほどの数値でもおわかりいただけますように、正職員を削減し、必要な部署に必要な時期にのみ臨時職員を置いて、住民サービスが低下することなく、トータルでコストを削減していくことは効率的な雇用のあり方だと思いますし、同時に、職員以外の住民の方に雇用機会を提供していくといった点では、ワークシェアリングの一つでもあり、雇用の確保にもつながっているものと考えております。

また、当町のように合併した市町村は多くの施設を抱えており、施設の統廃合は必須の課題でもあります。例えば、今後、少子化の影響も十分考慮しながら、保育所や幼稚園のあり方を考えていく中で、仮に保育所が統合された場合には、多くの正職員である保育士が余剰人員となることが考えられますので、保育士の採用は最低限にとどめ、臨時保育士で補完している現在の手法を、今後も進めるべきではないかと考えております。

次に、これらの受け皿として公営の人材サービス会社などを設立する時期にきているのではとご質問でございますが、平成23年3月の勢旗議員の一般質問に対する答弁で、調査研究は進めるものの、こうした会社の設立は民間の方たちの知恵でお願いしたいと考えている旨、申し上げます。この考え方は今も変わっているものではありませんし、できれば自治体業務の人員サポートだけではなく、民間も含めた人材派遣を一手に引き受けることのできる人材サービス会社を民間で設立していただければと考えております。

いずれにいたしましても、行政が担う役割を今以上に大きくしていくことには限界があるというふうに考えており、できれば民間活力にゆだねながら、行政としてはでき得る支援をさせていただく立場でお願いしたいというふうに考えております。

3番目の住宅新築改修等助成制度についてお答えいたします。この制度は、3月末をもって制度を終了させていただきました。3年間で1,700件を超える申請があり、商工会会員である建築をはじめとした業者の168社が、この制度で施工されたこととなり、39億円を超えるお金が町内を中心に循環することとなり、業者の皆さんの仕事づくりや水洗化率の向上などに大き

な波及効果があり、全国的にも注目を浴びた制度であったと思います。多種多様な業種に使用できたことが住民の皆さんや業者の方々への支持を集めたものというふうにご考えているところがございます。

この質問の中に下水未接続の地域もあり、補助額を減らすなり、事業を限定する中で継続など、再度取り組むべきではないかとありますが、この助成制度を始める時点で、既に水洗化をしておられる方もあり、町では、そのような方もお使いできるよう、対象事業を広げさせていただいた経過があり、事業などを限定することは平準化を妨げる結果につながるものというふうに思います。

次に、社会資本整備総合交付金の活用についてのご質問ですが、国土交通省が進めています住宅リフォーム助成制度は、耐震リフォーム、バリアフリーリフォーム、省エネリフォームについて、減税制度、補助制度、融資制度を設けておりますが、補助が受けられますのが耐震リフォームで、当町が行ってきました住宅新築改修等助成制度のように、幅広くメニューがそろっているわけではございません。住宅新築改修等助成制度は、当初の計画どおり平成23年度で終了とさせていただきますましたが、どのような効果があったのか、現在、調査を行っておりますので、結果については、いましばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

4番目の町内の危険箇所についてお答えいたします。町内の危険箇所は結構あるのではないかと議員のご指摘でございますが、さきの糸井議員の一般質問でもお答えしましたとおり、各小中学校及び幼稚園の調査において、通学路の危険箇所数は、町内で40カ所という報告を受けております。また、通学路以外の道路の危険箇所も、各区等からの要望を受けて、町交通安全対策委員会において、現地調査をお世話になり、箇所の確認及び改善の方法等ご議論いただき、建議を賜っているところでございます。特に、通学路の危険箇所につきましては、宮津与謝管内において、各関係機関の連携と情報共有による総合的な安全対策を講じていくため、丹後土木事務所・宮津警察署道路交通連絡会議が設置され、この会議に宮津与謝1市2町の総務課、建設課及び教育委員会の職員が委員として参画し、通学路の危険箇所の改善に努め、関係機関とも調整を図る中で、子供たちが安心して登下校できるように、安全な道路環境の整備を進めていきたいというふうに考えております。

さらに毎年、町交通安全対策委員会、京都府丹後土木事務所、宮津警察署及び建設課とともに町内の道路パトロールを実施し、危険箇所の改善を図っているところでありますが、今年は、今回の通学路危険箇所調査において、危険とされた箇所について、パトロールしていただけるよう町交通安全対策委員会に検討をお願いしたいというふうに考えております。町におきましても、第二次与謝野町交通安全計画に基づいた交通安全対策を推進しておりまして、ソフト面では、町交通安全対策委員さんによる朝の通学時間帯の交通立番の実施、また、平成23年度から町が導入いたしました交通指導員にも、ほぼ毎朝、各小中学校の通学時における交通立番を実施していただいております。なお、春と秋の交通安全週間には、職員も朝の通勤時間帯に交通立番を行い、安全運転の啓発活動に参加しております。さらに宮津警察署と町交通安全対策委員会並びに交通指導員と各保育所園、幼稚園の先生方、保護者会及びPTAとが連携し、年間3回から5回の親子交通安全教室を毎年開催し、幼児に対して紙芝居や視聴覚教材等を利用したわかりやすい交通安全教育を実施し、日常生活において安全に道路を通行するため必要な基本的な技能及び知識を

習得させることを目標にしております。

今後も、引き続き関係団体等との連携を密に、ハード・ソフト両面での対策を進めていきたいというふうに考えております。

5番目の自転車道のその後についてでございますが、初めに現在の状況について報告いたします。自転車道のLED歩道照明事業は、平成21年度から平成22年度にかけての工事を初年度として、堂谷橋から府道下地野田川停車場線までの区間、平成23年度では府道下地野田川停車場線から山田小学校までの区間を設置していただいたところでございます。

次に、今後の予定についてお答えいたします。平成24年度は、山田小学校から国道312号までの区間に設置する予定であり、来年度以降は、当面の計画として加悦谷高等学校まで順次設置する予定であるというふうにお聞きしております。京都府とは、毎年、設置場所について協議を重ねておまして、平成23年度につきましても、当初は堂谷橋から石田橋までの区間に設置したいとの意向でありましたが、鳥取豊岡宮津自動車道の橋脚工事が施工されるとのことでしたので、設置場所を変更していただいたところでございます。今後も京都府と設置場所について協議を行いながら、町といたしましても年次的に延伸できますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、私からの家城議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 家城議員の私への質問にお答えをさせていただきます。それまでに、家城議員もおっしゃっておられましたんですけども、当町の奨学金制度について、ちょっとお話をさせていただきます。

貸与額も、先ほど家城議員、申されていたとおり、高校生、それから高等専門学校生が月額1万5,000円以内、それから、大学・専修学校生が月額3万5,000円以内となっております。無利子で貸与を行っているわけでございます。その中で、議員の1点目の月額金額の見直しはできないかとの質問に対して、お答えをさせていただきます。

当町の本制度につきましては、貸与額に国公立や私立などの区別がなく、他の奨学資金との併給も認めておりませんので、高額な貸与を必要とされる方には、日本学生支援機構、昔の育英会や京都府の制度の利用をご案内しておるわけでございます。別で言いますと、それらの奨学資金が何らかの形で受けられない場合の方々のために町で資金制度を持っているというふうに理解してもらったほうがいいんじゃないかとも思っております。

また、そのことにつきましては、日本学生支援機構や京都府の制度は、町よりも早い時期から募集を開始されますので、国や府の制度を受けられなかった方、先ほど申しましたように、あるいは、そこまで高額な貸与を必要としない方が当町制度を利用されているという、そうした流れに、本町の場合は実態となっております。

貸与額の引き上げができないかとの質問でございますけれども、はっきり申し上げまして困難な状況であります。その要因としまして、貸与と償還額のバランスの問題がございます。奨学資金は、利用された方の償還金を原資として貸し付けを行うという、この原則の上に成り立っているわけでございます。貸与期間に対して償還期間は10年と、非常に長いために、ふえ続ける奨学生の貸与額を賄えないのが現状であります。したがって、議員、ご案内のように不足する額

につきましては、毎年、一般会計から奨学基金へ繰り入れまして、積み立てを行うということで予算を確保しておりますが、ご存じのとおり町の厳しい財政事情もございまして、その中で一人でも多くの方に受けていただくためには、現状の維持が、ある意味では精いっぱいというところがございますので、ご理解をいただきたいと、そのように存じます。

2点目の連帯保証人が町内在住者とあるが、見直しの予定はという件についてでございますけれど、確かに町内で探せないという訴えや相談はあり、奨学資金貸与審査委員会におきましても、連帯保証人の要件について話題になった経過もあります。近隣市町村の状況等も参考にいたしまして、今後、奨学資金貸与審査委員会の意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

順番が逆になるかもわかりませんが、教育長、今、ご答弁いただきました貸付金につきましては保証人につきましては、ご検討いただけるということでございます。金額につきましては、いわゆる育英会、また、京都府等の制度もあるというような中で、それがだめな方が一応、対象になっていると、借りにくい方がというあれですが、この制度、私も若干調べさせていただいたんですが、いわゆる大学生であれば、高校の受験時点での成績が一応、審査の対象になりまして、大学へ行ってからの成績どうのこうのではなしに、申し込んだ時点での成績が基準になります。それこそ大学へ行って、一生懸命勉強しようという意思の中で申し込みをされておるんですが、規定の成績に達していませんというような返事の中で1枚の紙だけで返ってくる人がほとんどであります。

そういった中で町内の方が、町の制度を利用して勉強をしていただける手助けをしていくということは大事だと、私は思うんですが、なかなか財政も厳しい中、また、今の仕組みを聞いておりますと、償還金を貸し付けに充てておられるというような流れの中からも、なかなか難しいかとは思いますが、町の宝が、将来を担う若者がより高度な勉強をしていく部分に当たっての支援というのは、多少財政が厳しい中でも何とか教育長、また、関係者のお力でやっていくべきではないかと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。大変木で鼻をくくったような答弁になるかもしれませんが、先ほど申しましたように、あくまでも町の、この奨学資金制度につきましては、不足の部分を補っていかうというわけでございまして、まさに貸与額は少ないかもしれませんが、議員、先ほど子供たちの将来のためのということ、その一助にすると、あくまでも一助の制度であるというご理解はいただきたいと思ひます。

それからまた、日本学生支援機構等の予約の奨学金は、先ほど私のほうも触れましたように、早い時期にあるわけでございますけれど、大学へ入ってから、この支援機構等の奨学資金の申請はできるものと、私は理解しております。何も、入学する前にすべてが決まるというわけではないと思ひしております。やはりそれぞれの学生、4年から6年の間、勉強していくわけですので、その間にいろいろ事情もありますので、その必要になったときに本人が申請していけば、できる

わけですし、場合によれば、それぞれの学校が奨学資金制度を持っている場合もありますので、非常に冷たいようでも申しわけありませんけれども、当町の財政事情を考えていただきまして、気は心のところでご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） 今、ご説明いただき、理解はできるわけですが、大学独自の貸付金も簡単に借りれるものではありませんし、不足分といいます、不足しているのは、もうすごい皆さんが、多くの方が不足されております。また、そういうようなことも含めた中で気は心ということで検討していただければと思います。

次に、自転車道につきましては、徐々に延長していただけるということでよろしくお願ひしたいと思います。町内の危険箇所につきましては、交通安全教室だとか学校関係は結構積極的に取り組んでいただいております。先日も、私、近所のスーパーが新たに移動されまして、交差点の、すぐそばに出入り口があるお店がございます。そこから車が当たり前のように飛び出してきて、また、加悦方面から野田川方面に向かう場合、ウインカーを出されて交差点を曲がられるかと思ったら、その先のスーパーに入られたりとか、また、逆に自転車がいきなり店から道を渡って野村議員の家のほうに向かわれたりとか、いろいろと危険なふうを感じるところが、通学路だけでなく、いろんなところであると思います。

地域のほうからも苦情が出ておるわけですが、区長さん、区役員さんとの話の中で区だけが申し出ても、なかなか企業の方針があるので受け入れてもらえないと、そういった中で行政なり、また、PTA、地域なりが一体となって、ちょっと注意を促してほしいんだというようなことをお願いしていくことが、早期解決につながっていくのではないかなと、それが大きな事故につながらないのではないかなというふうに感じますが、また、その自転車でいきなり渡られる方は少なくとも小中学生よりもお年を召された方、ご年配の方が結構多いように感じます。また、そういうような交通安全教室も定期的に、積極的に行っていくべきではないかなと、事故が起きてニュースを見て、ああ悲しいな、かわいそうだなという思いを抱く前に、やるべきことを、できることをやって、まず、対策をすることが大事ではないかと思いますが、いま一つその辺、お考えを、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした考え方が必要だというふうに思いますし、そのことは一人一人の町民の皆さんの、そうしたモラル、あるいは交通ルールを守るという、そうした意識を高揚していくというか、啓発していくことも大事ですし、敬老会のときもですし、例えば、ご老人の方が集われる、そうしたときにも警察のほうから出ていただいて、いろんな劇をしたり、あるいはゲームをするような中で交通ルールを、いま一度、事故に遭わないためのいろんなことを教えていただく、指導をしていただくといったこともあわせて必要になってくるかというふうに思います。

直接、そうした、非常に今、上げられました箇所なんかにつきましては、やはりこれは警察なんかとも相談する中で、やっぱりきちんと対応する必要があるのではないかなというふうに思いますので、また、その部分だけではないに、いろいろな点検の中で、あるいは、そういったことが申し上げられるときに、一度、申し出といいますか、指導を仰ぎたいなというふうに思います。

あその交差点も、交差点のないときに非常に事故がございました。交差点ができて、やは

り全く事故がゼロになるかという、そうでもございません。そうしたことも含めて、いろいろいい考え方が、指導がしていただけるような、そうしたこともあわせて取り組んでまいりたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） いずれにいたしましても、地域の連携、また、PTAとの連携、学校との連携、とりあえず連携なくして安全対策ということはできないと考えております。例えば、前回の臨時会で提案のありました道の老朽化によって、道に穴があいていて、それに通行された車が故障されて、補償したというような話でも、もっともっと点検をして早くに手を打てば、そんな話にはならなかったのではないかなと、そういった中でも、なかなか担当課だけでパトロールをすることは難しいと思います。地域や学校、また、PTAの方、また、警察関係の方もご協力いただきながら、早急に、こういった対策を進めるべきであると思っておりますし、よろしく願いたいと思います。

次に、住宅改修につきましては最後にさせていただいて、人材サービス会社につきまして、勢旗議員、谷口議員の質問の中でも研究を進めていくというような中で公営よりは民間のほうがという答弁はお聞きしておりますが、今、ご答弁をお聞きした中で本当に研究を深くされたのかなという思いが非常に強く感じます。民間と公営でやる違いも、私はそこへ行って、その高浜市に行って勉強もさせていただきましたし、その高浜市が取り組んでいる部分につきましては民間の企業には全くかかわっておりません。例えば、当町でいいますと、例えばの話ですが、ある課に2時間だけぐらいの時間で専門的な人がほしいんだというときでも、臨時職員を雇えば、例えば、障害者の方を雇用すれば6時間以上とか、そういうような条件が必要になってきます。そういった会社と提携すれば2時間だけを、その時間だけ働いてくれるような派遣ができる。また、給食センターでも多くの臨時職員の方がおられますが、それなりの保障をしていかなければなりません。だけど、私は子育ての最中で10時から12時まで働けるとか、逆に1時から2時、3時まで働けるとか、そういった方が順番に交代制で、町内の方がより多く登録することによって、自分の持つておられる技術や、また、時間を利用して町の仕事をお手伝いできる。それによって行政に対して関心を持っていただける。それが、この人材サービス会社の本来の姿であります。

先ほどのご答弁で調査研究をすると言っておりましたが、公営よりは民間というような部分に、僕が委員会で勉強させていただいた範囲においては、そういうとこに至らず、今後、行政はそういったことで、例えば、先ほど2億3,000万円ほどの総額、人件費の削減ができたという話でしたが、もっと削減ができるというふうに感じております。その辺の計算もしていただいた中で調査研究をされたのか、その辺、再度、お聞きいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 具体的に、どこまで、そのことを調査研究しているかということについては把握仕切れておりませんが、町としていろいろと考えます中で、今の体制の中でも一定の責任を持った形で臨時職員の方を雇用できておりますので、そうした中で今のところ、今後の問題は別としまして、今の状況の中でやっていきたいというふうに、今の状況の中では、よりベターな形になっているのではないかなというふうに思っております。

実際に町内の中でも人材派遣の民間の会社もございますので、民間を圧迫するような形のもの

ということについては、若干疑問も感じますので、それらも含めてトータル的に、もう少し研究がさせていただきたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） まだ、ご理解がいただけていないと思います。今の状況で、私も臨時職員の方に何の不满もございません。ただ、今後、平成28年度から段階的に交付税が削減され、財政がどんどん厳しくなっていきます。そういった中で町民の方の考えの中で一番はやはり多くの歳費が、いわれるのが人件費ではないかなと、そういった中で職員の方をどんどん削っていったれでもできるような仕事ばかりを今、職員の方がやられておるわけではありません。そういった中で臨時職員の方の立場、また、お仕事というのは非常にありがたいことだと思っております。

より一層に財源が厳しくなる中で、財政が厳しくなる中で今後の行政の運営をしていくとなれば、そういった方法をとっていく、既に、もうとっておられる自治体も、隣の京丹後市もそうですし、あります。そういった中で、行政がやるべきことをいかに有効的にするか、それが町民の方の期待にこたえる仕事だと、私は思います。

民間の企業で、そういうようなことをやっておられる方を圧迫するという、町長、今おっしゃられました、民間の分野には入りません。全く行政の関連する部分にだけを、そういう会社で運営されればいいと思います。だから、そういった中で、今後、行政の仕事をいかに多くの方に安くでしていただけるかということも考えていく時期ではないかなと、そういった中で、この人材サービス会社の取り組みを再度、前向きに検討していただきたいと思います、その辺はいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） どういう形がということについてですけれども、この管内であるところにつきましては、やはり民間が株式会社をつくって、そして、京丹後市あたりは株式会社をつくって、民間へあれしておられて、その公的というか、こういう場所だけということにはなっていないですし、どういうそこへ派遣をされる方が、どれだけの収入があるのかどうかはわかりませんが、一応、削減をしていくというも大事ですけれども、やはり、この雇用を確保していくという面では、こうした形で、どういうことがベストかといえば、そういうことなしに町の中で回っていけることが大事だと思いますけれども、時間も条件をきちん出した中で臨時に来ていただいた方の保障もし、そういう中で直接、雇用をされる方に対する指導等も町がきちっとできますので、ある意味では、そうした方法も大事かと思っておりますけれども、与謝野町の中では今のやり方に特別、これ以上、どうこうしていくという、一つの選択肢としては考えられるかというふうに思いますし、それらについては今おっしゃる中身についても、私自身、よく存じてませんので、それらも含めて検討すると、研究するということにはなろうかと思っておりますけれども、その選択肢の一つとして、そういうものがあるという認識の今、段階だということでお答えさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） ぜひとも、この件については、また、改めて一般質問でもさせていただく予定をしておりますので、前向きに検討をしていただきたいと思います。時間が無いので、次にいかせていただきます。

テレビの番組についてですが、通告には教育長も答弁者のほうに入れさせていただいておりま

すので、学校関係につきまして、教育長のお考えが、もしあればお聞かせいただきたいんですが、現在、町内には9校の小学校、また、中学校が三つ、それから、幼稚園、保育所が約10数カ所ありまして、大体これを一月のカレンダーに入れますと、一日1校、ないし1園が入ってこれる番組編成ができるのではないかなというふうに考えております。といいますのは、月に1回ぐらい、やっぱり私もPTAの役員を中学校でさせていただいております、毎月のように、町民の方に、こういうことが理解してほしいとか、今、生徒が、こういうことを取り組んでおるけど、協力がしてほしいとか、いろんな思いがあるんですが、なかなか文字だけでは伝わらない部分もあったり、また、学校だよりを回覧板に入れてはいただいておりますが、子供がおられないような家庭では、あんまり気にかけて見ておられないところも多いというふうにお聞きしております。

そういった中で、毎月のように一日1回当番制みたいな形で10分でも、20分でも結構ですので、そういった学校の取り組みや考え方、また、今月はこういうことをやりますよとか、体育祭でも見に来てくださいねとか、そういうような案内をしていくことによって、テレビに対する意識も深まっていくのではないかと思いますし、町民の方が学校に対しての理解も深まっていくのではないかなと、また、そういった中で、そういう思いがあります。私はそういうふうに感じますが、教育長、そういうような中で、こういう番組編成をしていかれるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 学校の取り組み等紹介するテレビのことにつきましては、初めに町長のほうが答弁しましたとおりでございますので、改めて答弁することもないわけですがけれども、もう少し詳しく話させていただきますなら、学校の広報活動、私どもの教育委員会も含めまして、広報活動が公開していることは事実でございます。例えば、自転車の清掃につきまして、最近、加悦谷高校の取り組みが出ました。実は、それより1カ月ほど前に、もう江陽中学校が従来から校区の範囲でございますけれど、あの自転車の清掃活動、ごみ拾いですね、それらをやっておるわけなんです。しかし、学校側が情報提供をしないから、結局、KYTのテレビのほうも取材できない。逆に高校のほうが広報をしているから取り上げられたという、そういう例を校園長会議、あるいは教頭会議で、こちらも言いついて、もっともっと積極的に広報活動をするよという指導を行っているところでございます。

悪い話はすぐ広がるけれども、いい話は、あっそうで終わるから、積極的に、その学校の取り組みを広報し、理解を広めるよという、そういう指導をさせてもらっております。

それから、KYTがいつも言ってますように、先ほどの答弁の中にありましたけれども、校園長会議で担当者のほうから協力をお願いしておりましたけれど、ビデオカメラを貸しますから、学校のほうで撮影して提供してくれれば、放送をさせていただきますからというようにも言っておりますので、私ども学校のほうには積極的に広報活動をするよという指導を行っておりますので、期待してくださいと大きくは出ませんが、若干、今までとは変わりますので、よろしく申し上げます。

議 長（赤松孝一） 家城議員。

9 番（家城 功） きょう、町長が会長をされておられる与謝野町育成会の総会でも地域で子供を育

てていこう、一体になって育てていこうというようなことをおっしゃっておられました。一体となって子供たちが、どういう生活をしておるのか、見ていただければと思います。

最後に、これ5月31日の新聞でございますが、来月からCATV、新番組ということで京丹波町の料理番組を新聞で書かれております。先ほど聞きますと、新聞一面の広告を出そうと思ったら4,000万円ぐらいの広告料がかかると。記事でいいますと4分の1ぐらいは使っていただいております。1,000万円の効果があります。こういった番組をいろいろとつくっていかれる中で、新聞社にも情報提供をされれば、いい宣伝にもなると思いますので、頑張って仕事をさせていただきたいと思います。以上で終わります。

議長（赤松孝一） これで家城功議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時30分より開会をいたします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1時31分）

議長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて、一般質問を再開いたします。

まず、最初に西原建設課長のほうより、小林議員の質問に対します報告があるそうでございますので。

西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

小林議員のご質問の中で分譲宅地の草刈りの経費についてというふうなことでご質問があったというふうに思っております。

この場でご答弁ができませんでしたので、改めて答弁をさせていただきます。分譲宅地につきましては、平成23年度では土木総務費のほうから18万円を計上させていただきました。また、平成23年度までは緊急雇用の制度で同額を草刈りのほうで使わせていただいておりますので、大体36万円、40万円弱の金額を経費として支出をさせていただいております。平成24年度につきましては、土木総務費のほうで40万円を計上しているところでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（赤松孝一） それでは、8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江議員。

8番（浪江郁雄） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに通学路の安全対策について、教育長に伺います。この件につきましては、同様の質問が既にされており、町長及び教育長の答弁もございましたが、もし、私たちの地域の子供たちに同じような事故が起きたらと想定すると他人事では決してありませんし、そのようなことが起きたら、ご家族等の心境等を思うと、一刻も早く取り組むべき大事なことだと思います。質問及び答弁が重複する部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

通学路での悲惨な事故が後を絶ちません。4月24日、亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突入し、3人が死亡、7人が重軽傷という傷ましい事故が発生しました。さらに、その四日後、千葉県館山市と愛知県岡崎市、5月7日にも愛知県小松市、14日には大阪市で登下校時の児童が死傷する事故が立て続けに発生しています。警察庁の統計によれば、登下校中の

交通事故で死傷した全国の児童数は、昨年1年間で2,485人に上ります。惨事を回避するためには通学路に危険、盲点はないかを点検し、より一層、安全対策を強化しなければなりません。4月27日、学校が保護者や地域住民、関係機関と協力して通学路の定期点検を行う学校安全推進計画の閣議決定に伴い、各地域の学校、警察、道路管理者等に対し、通学路の安全点検や安全確保に努めることを要請する文部科学大臣メッセージが出されました。しかし、これだけでは具体的な安全対策は進みません。そこで2点、通学路の安全点検についてと通学路の危険箇所改善について、教育長に伺います。

次に、2点目の妊婦歯科健診について、町長にお伺いいたします。この件については5年前にも同じ内容で伺いました。答弁もいただいておりますが、当時とは若干状況も変わっておりますので、前向きな答弁を期待しながら質問をいたします。先週の6月4日から10日までは歯の衛生週間でした。歯の衛生に関する正しい知識を身につけ、予防と早期発見、治療を心がけ、国民の健康増進に寄与することを目的としています。歯は健康のバロメーターと言われ、歯の健康は全身の病気とかかわりがあるとも言われています。しかし、歯の健康管理はついつい油断してしまうもので、特に妊娠中は、つわりなどで歯磨きがおっくうになったり、食事内容が偏ったり、また、食事回数がふえたりと、口腔ケアが行き届きにくくなります。また、唾液がねばねばして細菌が増殖しやすくなったり、ホルモンのバランスの変化により歯肉炎を起こしやすくなります。歯の病気や症状にはいろいろありますが、中でも気をつけなければならないのが歯周病です。歯周病に感染すると血液中でふえるサイトカインという物質が早産を誘発するとされており、研究成果によれば歯周病にかかった妊婦の早産率は、そうでない妊婦の約5倍から7倍になるという報告も出されております。

また、虫歯についても注意が必要です。生まれたばかり赤ちゃんの口の中には虫歯の原因になる菌はいません。赤ちゃんの口には食事の口移しや、食器等を通じてお母さんや養育者などから虫歯の原因菌が自然に移ります。生後6カ月ごろに歯が生えてきますが、この時期にお母さんの虫歯菌が感染すると、生えたばかりの表面のやわらかい歯が虫歯菌の危険にさらされます。妊娠中にお母さんの歯の治療を済ませて、口腔ケアに注意して赤ちゃんの誕生を迎えていただきたいと思えます。妊婦さんが、より健やかな妊娠期を過ごし安心して出産を迎えるためには、妊婦健診が重要でありますし、そしてまた、母子の健康に影響を与えるとされる歯周病と、虫歯を予防するために妊婦の歯科健診は大変に重要であります。妊婦の歯科健診に公費助成ができないか、町長にお伺いいたします。

最後に、3点目の地籍調査について町長にお伺いいたします。平成22年国土調査促進特別措置法と国土調査法の一部改正法が成立し施行されました。この法改正は地籍調査の迅速化を図るために行われたもので、一つには官民境界情報の整備を促進したり、山村部の境界情報を保全するための基礎的調査を実施することです。二つ目には、民間活力の導入です。地籍調査の進捗を図るため自治体が調査、測量などを土地家屋調査士など、民間に委託できるようになったことです。また、財政面でも特別交付税により市町村の負担は実質5%と軽くなっていますし、国交省としても経費に関する自治体の相談に柔軟に対応するとしています。

我が国の地籍調査は1951年に開始されましたが、2007年末で要調査面積のうち、調査が終わったのは半分以下の48%にとどまっています。特に人口が集中する都市部で20%、山

林、原野など山村部では41%と出おけています。また、都道府県ごとのばらつきも大きく、進捗率が最高の沖縄県99%に対し、最低の大阪府はわずか4%、京都府は8%です。地籍調査の実施は境界線をめぐるトラブルを防ぐだけでなく、災害復旧など、いざというときのために欠かせません。土地の境界線は、私たちの生活に密接にかかわるものであり、地籍調査の迅速な完全実施が求められています。

そこで2点、当町の現状についてと今後の取り組みについて、町長にお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 浪江議員の質問にお答えさせていただきます。まず、一番目の通学路の安全対策についてでございます。議員も仰せのとおり、昨日の糸井議員の質問と重複しますので、簡略になるかもしれませんが、その点はお許しいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

1点目の通学路の安全点検調査についてですが、各学校、また、各幼稚園に対しまして、教育環境の総点検を実施するよう5月8日に、文書で通知いたしまして、また、5月11日には京都府教育委員会からも同様の通知がありましたので、改めて学校・園に通学路の危険箇所について調査するよう指示をしたところでございます。その結果につきましては、昨日、町長のほうが答弁いたしておりますので、割愛をさせていただきます。大変申しわけありませんけれども、お許しください。

それから、2点目の通学路の危険箇所の改善についてでございますけれども、この点につきましても、糸井議員からの質問で、町長が答弁いたしましたとおりでございますけれども、京都府土木事務所、それから宮津警察署、また、管内の市町で構成します道路交通連絡会議が設置されて、通学路等の安全確保対策について協議を行っておるところでございます。

その中で、危険箇所の検証等も行っていますが、いずれにいたしましても関係機関、団体等とも連携を図って、子供たちが安心して登下校できるような環境づくり、例えば、せんだって校園長会で、私も指示をさせてもらったところですが、現在の通学路で変更可能な場合には、通学路を変更することも含めまして、信号機やカーブミラーの設置、歩道の確保、側溝の溝蓋設置等、具体的な改善方法も含めて、報告をするように学校のほうには指示したところでございます。そしてまた、同時に通学路につきましては、交通関係だけではございません。いわゆる不審者のことも考慮に入れておかなければなりませんので、その不審者対策としての街灯の設置、あるいはまた、災害による危険箇所についても点検調査し、危険箇所の改善ができるよう進めていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

非常にはしよった答弁で申しわけございませんけれども、昨日の糸井議員の答弁と重ね合わせていただきまして、ご理解いただきましたらありがたいと思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） ご質問の2番目、3番目については、私からお答えをすることとし、初めに妊婦歯科健診についてお答えいたします。議員ご指摘のように、妊娠期間中はホルモンバランスの変化により歯肉が炎症を起しやすくなり、また、つわりにより歯を磨くのがおっくうになり、口

の中の清掃低下や好みの変化、暴飲回数の増加により、口腔内にトラブルを起こしやすくなります。その結果、虫歯になりやすくなったり、歯周病が悪化しやすくなると言われております。また、進んだ歯周病にかかっている場合、早産や低体重児出産の確率が、先ほど言われましたように通常の5倍から7倍になると言われております。

予防には、日ごろから定期的に歯科健診を受けるなどの対策が最も有効ですが、妊娠中は、安定期に入った16週から27週に入ったところに受診するのがよいとされております。歯は、自身の栄養をとるためにも、また、生まれてくる赤ちゃんの歯を丈夫にするためにも大切ですので、歯の健康には十分な注意が必要となっております。

このご質問は、平成19年6月議会でも浪江議員からいただいているところですが、与謝野町の現状としましては、公費助成には至っておりませんが、母子健康手帳の交付時に、妊娠期における口腔疾患に対する歯科健診の必要性につきまして、強く保健指導をさせていただいております。

京都府内市町村における妊婦歯科健診の公費助成の状況を見ますと、南部の市町村を中心に9市1町で実施されております。丹後地方では、京丹后市が平成22年度から取り組んでおられると聞いております。健診の内容としましては、主に視診により虫歯やかみ合わせのチェック及び歯肉の炎症、歯石の付着、歯周ポケットの有無などで、妊娠期間中に1回無料で受診していただけるものというものでございます。

与謝野町妊婦健康診査につきましては、国の2分の1の補助をいただくことにより、公費助成の回数もふえ、現在、1人当たり14回分、約9万円の費用を助成しております。

議員ご質問の妊婦歯科健診の公費助成についてでございますが、歯科健診の必要性は、十分認識しておりますものの、毎年約160人の妊婦さんがおられる中で、その財政負担の必要額の把握や地元歯科医師会との調整も必要となります。現在、実施しておられる市町から取り組み状況を詳しくお聞かせいただき、調査研究していきたいというふうに思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の地籍調査についてお答えいたします。平成22年4月に地籍調査の迅速化を図ることから、国土調査促進特別措置法と国土調査法の一部の改正が行われました。国土調査促進特別措置法では、第六次国土調査事業10カ年計画が策定され、これまでどおり補助事業が受けられることになりました。

次に、国土調査法の一部改正では、市町村の職員確保の負担軽減を図るため、従来は、測量作業を測量コンサルタントに委託するのみであったものが、調査、測量、地図及び地籍簿の作成までの一連の作業を一括して民間法人に委託できるようになりました。

本町の地籍調査の現状は、宅地では71%の進捗となっており、野田川、岩滝地域では完了しておりますが、加悦地域で進んでおらず、農用地では51%の進捗となっております。これは、ほ場整備事業に伴う確定測量と地籍調査事業によるものです。

次に、加悦地域の取り組みについてですが、既に現地調査を終え、一部の所有者に確認がとれず遅延している明石地区の処理を行っているところです。現地調査から15年経過している地区もあり、整理するのに時間を要しております。新地区の調査においては、国土調査促進特別措置法、国土調査法の一部改正により、国、府からの補助金を受けることが継承され、また、民間法

人への委託が可能となりましたが、実際の業務内容を考えますと現地立ち会い、トラブルの解決、事務処理と専任職員の配置が不可欠であります。

現在、遅延地区を多く抱えている状況から、それらを優先すべきと考えておりますので、新しい地区への着手は、非常に困難と判断をしております。

以上で、浪江議員の答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、2回目の質問をさせていただきます。初めに教育長に伺いますが、今、言われましたように昨日の糸井議員の答弁の中で、また質疑の中でいろいろと、私もお聞きしましたので、少しだけ、なかった分だけお聞きしたいというふうに思います。

昨日の答弁の中で、町道の危険箇所、17カ所あるというふうにお聞きいたしました。そこで、この17カ所の今後の対応ですね、学校との連携をしながら対応するというところでございますが、どういった取り組みをされてくのかというのを伺いたしたいと思います。といいますのは、これ私もちょっとネットでさっと見ただけなんですけども、もう既に京都市の左京区ではコーンを立てて、安全対策をするというのを、もう8月じゅうにやるというふうにされております。5日には、もう設置できております。すみません。

それから、南のほうの向日市ですけども、向日市では例えば、区画線でありますとか、あとカーブミラー、カラー舗装、側溝その他等41カ所を、もうピックアップされまして、既に工事の発注をされております。また、お隣の福知山でも安全対策に向けて工事のほうが進んでいるというふうにご伺っております。このあたりも含めまして、今後の、そういった町道に対する17カ所の対応について、伺いたしたいと思います。

議長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。先ほど答弁させていただきましたように、それぞれ危険と思われる、その箇所につきましては、どのような改善方法があるかと、そうしたことも提案できるようにして報告するよというのを申し渡しておりますので、それらを踏まえながら関係の町道でございましたら、建設課等とのご意見をお聞きしながら対処していきたいと思っております。本町の場合、多くは町道の危険というところの認識の根拠が、一つは狭いということですね。車の通る道にしますと、2車線ないとか、そうした狭いところもありますので、そうしたところも危険といえば危険というわけですけど、それらにつきましては、先ほど、例えばというところで申し上げましたように、それにかわる通学路がないか、それらも検討の対象にしながら考えるよというのを言っておりました。

ご存じのとおり通学路の、その安全確保につきましては、やはりこれが車社会に入っていくって、子供たちが登下校で交通事故に巻き込まれるということがあるわけなんです。私も私事でございますけど、今から30年近くなると思うんですけど、私の子供が小学校の2年生と4年生が登校中、10人ぐらいの集団で登校しておったんですけど、同一方向に向かっている車ですけど、それが列の後ろに突っ込んできまして、そして、なぎ倒され飛ばされるという、そういう経験をしておるわけですけど、下の子供と同じ同級生の女の子は物理の法則に従いまして田んぼの中に頭からほり込まれまして、幸いに前日に田植えをしたところでございまして、命は助かったわけでございますけれども、そのころから、もう要するにモータリゼーションが進むに従って、

通学路、交通関係で、その安全確保が始まったわけです。

しかしながら、ご存じのとおり、今度は不審者の問題が出てきました。それによりまして、今度は、その不審者に対応できるように通学路を変更していった。従いまして、今度は逆に、これは元のほうに返ってくる形になりますね、どうしても。人通りの多いところということになりますと、逆に今度は交通量がふえるところという、そういう形になって、現在まできているというのが通学路の設定のあり方でございます。したがって、その両方を勘案しながら、子供がより安全に登下校できる、そのルートを設定する必要があるわけですね。ところが、それもまた、なかなかないということがございますので、そうしますと、どうしても物理的な方法で、その安全を確保していくことにせざるを得ないんじゃないかと思えます。それらのことを視野に入れて、先ほど申しましたように、必要とあれば、やはり町道につきましても、建設課等といろいろご意見を聞きながら、そしてまた、府道、国道につきましても、しかるべき機関と、先ほど申しました会議等を通じまして取り組んでいきたいと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 昨日も出ておりましたけども、早急に対策をしていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど通学路の変更といいますか、決め方といいますか、少し触れられましたけども、少し私も認識不足なんで、お伺いしながら質問したいと思うんですけども、この通学路で、今、全国でいろいろと、こういった安全対策がとられている中で、学校の敷地内でありまして、グラウンドの中を通れるように要望といいますか、されているのを見かけまして、与謝野町ではどうなのかなと思ひまして、今現在、そういったところを使っているのか、三河内小学校の場合は、たしか使ってなかったというふうにお伺いしておりますけれども、このあたり、ちょっと伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。詳細には私、今、資料がありませんので、お答えできませんけれども、校地を使って通学しているところはあります。すぐ思い浮かべますのは、岩屋小学校でございます。校門ではなしに、いわゆる保育所のほうから行きますので、そこは校地を歩いておられますし、それから、せんだっては岩滝のほうでグラウンドを通らせてほしいという学校のほうからの要望がございまして、岩滝グラウンドのところを歩くようにすると。決して、グラウンドだから通ってはいけないというような、そのような融通のきかないことはしておりません。やはり安全確保を第一に考えていきたいと思っております。しかし、グラウンドでございますので、やはりそれらについて、若干規制がかかるのは、これは仕方がないと、そのように思っております。以上です。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは妊婦歯科健診について、町長に2回目の質問をしたいと思ひます。今、答弁をお聞きしていると、必要性といいますか、そういったあたりは十分理解するけれども、やはり財政的な面から難しいというような答弁だったかなと思っております。それで、5年前にお伺いしたときには、ちょうど妊婦健診を2回から3回にふやされまして、それをしたので、ちょっとこれはこらえてくれというようなニュアンスだったというふうに思っておりますが、先ほ

ど言われましたように、今、妊婦健診のほうは国からの14回の半分ですか、手当もございませし、それから何をおいても早産と低体重児、いわゆる未熟児、この原因は、さまざまあるわけですが、例えば、たばこやお酒なんかでは、大体2倍から3倍ぐらいというふうに言われておりますし、そういたしますと、この歯周病のいる7倍、これは大体、初めての出産で7倍ぐらいというふうに言われておりますけれども、それと比べましても非常に高いということが言えるのではないかと思います。にもかかわらず、この妊娠中には、また、歯周病になりやすいという状況がございませ。

それから、歯周病の治療をした妊婦さんが、しなかった場合に比べて、この低体重児の出産リスクが5分の1に減ったという、こういう報告もございませして、歯周病を治せば早産もなくなるというふうに思っております。ぜひとも、このあたり、府内でも、言われましたように徐々に、徐々にふえてきております。京丹後市の場合、上限が2,500円で自己負担分の1,000円分を控除して1回されております。このあたりも参考にさせていただきながら、何とか実現していただきたいと思うわけですが、このあたりもう一度伺いたいと思ひませ。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 妊婦健診そのものにつきましては、やはり母胎を守ることが健やかな子供を産む、そういう最前提でございませるので、いろいろな理由で健診を受けられない方が多かつた中で何とか、そういう健診を受けることによって早目、早目に手当てができるようなということで、町としても取り組みました。そうした中で、2回を3回にし、今回、こういう国のほうの、そういう助成があるので、それらも含めて何とか回数をふやし、14回ですから10週といひませか、10カ月間持つ中で、その回数がふやさせていただきます。京丹後市で取り組んでおられるのも、その歯周病を治すんじやなしに、そうしたことを検査して、あなた今、虫歯になってますよ、歯周病になってますよという、そういう指摘をして、それらを治すのは、また、別ですから、そういうことを気づいていただく指針によっての、そういうことを1回されているということでございませ。

そういう指針という形ではございませませんが、町も妊婦さんには口腔衛生について非常に大事だということを、先ほども申し上げましたように、歯科への健診の必要性を非常に強く申し上げておりますし、いろいろな保健指導の中でも歯の磨き方、あるいは、そうしたことについても指導をしているわけではございませるので、何とか、そうした中で、治療はできませんので、要は妊婦の方に、非常に歯は大事なのだという、歯の中の衛生というのは大事なのだということを知っていただく、そういうことを主に保健指導というような形で進めさせていただきたいと思ひしております。

実際に虫歯になったり、歯周病になれば、その妊婦さんそのものが気づかれるわけですから、それについての治療は、やはり、その方の意思によって受診をし、歯を治していただくということで、まだ、その前段のやはり必要性、重要性等をきっちりと妊婦さんに理解していただく指導のほうに力を入れさせていただきたいというふうを考えております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、3点目の地籍調査について2回目の質問をさせていただきます。

この地籍調査については、きょうまでに勢旗議員のほうから何度となくございませました。一般質

問やら予算、決算質疑の中で出ておりました。私も今回、質問をするに当たりまして、過去の会議録をざっと拾ってみまして11回か12回ぐらい質問をされておりましたけれども、すべて目を通させていただきました。その中で非常に人員的なものやら、あと職員の人件費の関係、そういう非常に大変な作業であって、時間もかかるというのも認識しております。そこでまず、初めに現状についてというのを伺いたしましたが、その中で関連いたしまして、境界をめぐる、こういったいろんなリスク、最初の1回目の質問でも少し触れましたけれども、近隣とのトラブルであったりとか、こういったことがあると思います。

例えば、近隣といますか、所有者同士のトラブルでも全国的にも、ここ年々増加しているようございまして、この問題、こじれると非常に厄介な問題になってくるというふうに思います。特に2008年には長野県や鹿児島県で、こういった境界線のトラブルで殺人事件も起きておるといふふうに伺っております。与謝野町では、そういったことはないわけですが、そのほかには公共事業にいろいろと支障が来るのではないだろうか。例えば、道路や下水、公園やら、そういったことがございます。そのほかには、言われておりますが、災害復旧のおくれですね、例えば、土砂がどさっと崩れて境界がわからなくなったりとか、こういったあたりも指摘されております。

そのほかには、課税の公共性といいますか、こういった相続やら、あと土地の売り買いやらと、こういったいろいろなリスクが指摘されているわけですが、当町で、こういった影響、このおくれによる影響が、どの程度あって、どういったものがあるのか、こういったあたりを把握されておりましたら、お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたけれども、与謝野町の今の現状の中では非常に専任の職員を配置をいたしまして、この業務に当たっていただいております。そうしたかきもあって、一つずつ解決の方向へ進んでいるという、そうした事実もございます。

今、お尋ねの、そうした中身につきましては、建設課長のほうから答弁をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、議員のほうからご質問がございましたトラブルの関係でございます。今、地籍調査をやっております地域におきましても、境界紛争がございまして、いわゆる境界域が打てないというふうなところがございます。これは一定程度、町のほうも入らせていただいて、その解決について、双方とお話をさせていただくというふうなことがございます。ただ、どうしても解決ができないというふうな場合には、これはもうどうしようもないというふうなこともございまして、そのもめております、いわゆる区域と申しますのか、エリアと言いますのか、その部分を境界を画定せずに地籍調査をすることができます。これがなかなか、どこまでを目安として考えるのかというふうなこともあるわけでございますけれども、今、町といたしましては、一定は、そういったお話には乗って行かざるを得んだろうというふうには思っておりますが、これが長引いて、ほかの方にも影響してくるというふうなこともございますので、どこかで線を引かせていただいて、いわゆる、そのエリアの分だけは、もう地籍調査は行わないというふうなことも必要なことではないかなというふうに、私は考えております。

したがって、一定は町もそういうふうなことににかかわらせていただかなければならないと

いうふうに思いますけれども、できなければ、その部分は、もうやらないと、後で地域の、その地域の方が残っていただいて、やっていただくというふうな方法も含めて現在、考えております。そうしないと、全体のできておる部分まで、そのことによって遅延をしているというふうな状況でございますので、その辺は一定程度、線を引かざるを得んのかなというふうに思っております。

それから、先ほど議員のほうから申されましたように、この地籍調査というのは、大変個人にとってもメリットがある話だというふうに私は思っております。このことによって個人の土地の境界が画定をするというふうなこともありますし、このことによって例えば、土地を分けるとかいう場合にも、今、加悦地域でやっておりますのは、非常に高い精度の地籍調査をやっております、いわゆる土地を分ける場合でも隣接の土地の立ち会いが要らないというふうなところまでの精度を持たせていただいて、地籍調査をやらせていただいておりますというふうな現状でございますので、先ほど言われました災害だとか、そういったことにも大変、この事業については大きな成果があるだろうというふうに思っておりますけれども、個人にとっても大きなメリットがあるのかなというふうに私は思っております。ただ、悲しいかな、今、申し上げましたように、なかなか専属職員さんの配置ができないというふうなこともございまして、遅延をさせていただいております、現在、本当に申しわけないというふうに思っております。

したがいまして、今、昨年から嘱託職員を配置をさせていただいて、今現在、事業を進めさせていただいております。もう少し詳しく申し上げますならば、1地区につきましては、もう現在、京都府を通り越して国土地理院のほうまで事務がいつておるといふようなものがございまして、それから、もう1地区の部分については、京都府のほうに申請を上げさせていただいております。3地区の部分について、現在、閲覧までが終わっておりますけれども、先ほど申しました国土地理院に提出をしております物件とのかかわりがございまして、三つとも、すぐに国土地理院まで申請をするというふうなことが、なかなか難しいというふうなことを京都府のほうからも聞かせていただいております、三つの地域の閲覧の一つの部分については、もう少し国土地理院の状況を踏まえて、それがある程度、経過しました段階で京都府のほうから申請を出させていただいて、国土地理院のほうに認証を出させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。大変長くなりました。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいま答弁がございまして、昨年3月にも勢旗議員の、そういったような人員の件やらを報告をさせていただいております。

それから、もう1点ですね、民間活力の件について、今後の予定と申しますか、どういった方向で進めていかれるのか、このあたりをお聞きしたいというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 先ほども町長のほうから答弁していただきましたように、現在、遅延地域を抱えておまして、それが終わらないと次に進めないというふうなことを思っています。また、この地籍調査をやる場合につきましても、いわゆる専任の職員の配置が必要だというふうに、私は思っています。といいますのも、さっき新しい一部改正がありまして、民間の法人が活用できるというふうになりました。しかし、やはり町は、それなら全然関与せんのかということに、私はならないだろうというふうに思っていますし、町の職員も説明会に行かせていただいたり、あるい

は、境界の確定の、いわゆるくいを打った後の番号の確認だとか、そういったことは町の職員もかかわるべきではないかというふうに思っております、いわゆる民間の法人でできるようになったということでございますけれども、なかなかそこだけに任せておくというふうなことはできないのではないかとこのように思っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、もう最後になろうかと思えますけれども、それでは町長にお伺いしたいと思えます。その昨年3月だったかの答弁の中で今、言われましたように、この人員の配置を考えますと、全職員のバランスを考えていかなければならないので、そのあたり検討したいというような答弁がございました。この民間活力を入れるにしても、今の建設課長の答弁ですと、今かかっているところを、まず、済まさないといけないし、なおかつ、その余分に交渉したりとか、くいを打ったりとか、職員が現場に行き結局、人が要ると、こういうようなことでございまして、このあたり、人員についての、なかなか厳しいとは思いますが、こういった、これからの取り組みについて伺いたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今、幸いなことに、そうした資格を持った方が嘱託として入っていただいております、その方にお世話になっているわけです。この業務に関してのみ申し上げますと、新たに、そのための正職を入れるということについては、非常に難しいというふうに思っております。いろいろなほかの課も含めて人員の配置を考えていく場合には、やはり今の組織のままでは、機構のままでは、とても対応できないというふうに思っておりますし、そうした組織の見直し等も、それぞれの課の見直し、それらも含める中で人員の配置ということは出てくるというふうに思っております。そういう意味でもできるだけ、そうしたことができやすい、一日でも早く取り組めるように一つ庁舎の統合についても、そうした観点からの今回、提案をさせていただいております。

なかなか財政的に厳しいコンパクトな中で、より専門的な業務を進めていくということになりました場合、やはりそれらの機構改革も考えた上での人員配置が必要になってくるというふうに認識しております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それでは、ぜひとも、これも町民さんも待っておられますし、また、町民にとっても行政にとっても、いろいろとメリットもございますので、引き続き取り組んでいただきたいというふうに思えます。

以上で終わります。

議 長（赤松孝一） 大変時間を急いではおるんですが、10分間、休憩いたします。

2時30分に再開します。

（休憩 午後 2時20分）

（再開 午後 2時30分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて、一般質問を再開します。

次に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

2番、和田裕之議員。

2 番（和田裕之） それでは、議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。今回は空き家、廃屋対策についてと生活保護の状況について、この2点について質問をさせていただきます。午前中の小林議員、後の山添議員の質問と重複する点があるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

まず、1件目は、空き家、廃屋対策についてです。近年、地方だけでなく都市部でも空き家は深刻な問題になってきております。その背景には核家族化や少子高齢化、山間部の過疎化など、さまざまな要因があると言われ、特に人口の都市流出の多い地方を中心に使用されない家が増加してきているとされております。5年に一度、調査が行われる総務省の住宅土地統計調査によりますと2008年の全国の空き家件数は757万件と2008年までの、この10年間で約180万件増加し、空き家率は13.1%となり、実に7件に1件が空き家ということになります。空き家といいましても大きく4種類に分けられ、一つ目は売却用住宅の空き家、二つ目は賃貸用住宅の空き家、三つ目は二次的住宅の空き家、いわゆる別荘などです。四つ目は、その他の空き家、いわゆる住居者が高齢になり転居したり、亡くなられたりした住宅。また、建てかえなどのために取り壊す予定になっている住宅。持ち主が行方不明の住宅など、さまざまな理由の住宅が、その他の空き家に分類されます。空き家数全体に占める各割合を見てみますと、売却用住宅が5.4%、賃貸用住宅が54.5%、二次的住宅が4.6%、その他の住宅が35.4%となっているようです。現状のまま移行すれば、今から16年後の2028年には空き家率は23.8%に上昇すると言われております。

先ほど申し上げましたように、その他の住宅に分類される空き家のうち、特に問題となっておりますのが居住者が何らかの理由により長期不在になっていたり、また、管理がされず放置されているなど、周辺地域への迷惑など、いわゆる外部不経済を発生させる空き家です。ご承知のとおり管理不十分な空き家は積雪や自然倒壊などの危険、放火など防犯上の問題、強風による瓦、トタン、木片の飛散など、けがなどの災害の問題、ごみの不法投棄、動物の住みか、害虫の繁殖地になるなどの衛生上の問題、不審者や少年のたまり場になるなどの防犯上の問題など、さまざまな問題が上げられます。全国で倒壊、放火などの多くの問題が発生しており、2010年10月に埼玉県の新所市が初めて空き家条例を制定したのを皮切りに国土交通省によれば、この2年間で22都道府県54の自治体が空き家条例を制定しており、また、検討中の自治体もふえてきているということです。国土交通省では自治体が実効的に対応できる方策が必要として2010年度に調査を予定していましたが、2009年11月の事業仕分けで予算計上が見送られて挫折した経過があります。

今後、人口減少により、ますます空き家は増加し、これに歯止めをかけるには空き家条例などにより問題を発生させる空き家を取り壊す、いわゆる除却や空き家バンクなどによって地方の住みかに都会から移住者を呼び込み、空き家を減らすなどが上げられますが、より根本的な解決策としては空き家を含む中古住宅の活用を促すため新築を抑制する必要があると言われており、新設住宅着工戸数を半減させて、中古住宅を活用利用して、かつ空き家の除却をふやせば2028年の空き家率は15.7%にとどまると言われております。当町でも空き家問題については町政懇談会等でも多くの意見があり、また、多くの議員が指摘されております。理事者の方々も問題意識を持っておられると思いますが、状況の変化を注視されている状況ではないかと

思います。

現行の建築基準法の第10条等では対処できない場合が多く、今まで全国の行政が私的財産であり関与でなかったという問題もありましたが、どの自治体でも喫緊の課題となり、住民の生命、安全を守る義務があるため放置することはできず、条例化の動きが加速しているものと考えております。空き家条例の制定は所有者の空き家の適正な管理を促すとともに、今後の空き家の増加を抑制するものでもあり、また、実態調査や対応も容易になると考えます。

私も住居は個人の私的財産であり、あくまでも個人の管理が原則であることは十分理解しておりますが、まずは空き家の実態を調査し、空き家条例を早急に制定する必要があるというふうに考えております。

そこで、次の質問をいたします。

①実態調査による空き家の状況は把握されているのでしょうか。また、実態調査の必要性をどのように考えられていますか。

②空き家に対する町への苦情及び相談はどのようなものがありますか。また、相談件数、その対応は、どのようにされていますか。

③倒壊の危険があるなど、危険な空き家の対応は、どのようにされていますか。

④空き家の適正管理に関する条例を制定する必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

次の2件目は、生活保護の状況についてです。最近、頻繁にテレビなどで報道がされている生活保護です。厚生労働省ではことし3月1日、全国で生活保護を受給している人が昨年の12月時点で208万7,092人に上り、過去最多を更新したというふうに発表されております。そもそも生活保護は憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するために、その自立を助長することを目的とする制度となっております。生活保護扶助には食費や被服費など、日常生活に必要な費用を支給する生活扶助、アパートなどの家賃について支給する住宅扶助、医療サービスの費用について支給する医療扶助、義務教育を受けるために必要な学用品等の費用を支給する教育扶助、介護サービスの費用を支給する介護扶助、出産費用を支給する出産扶助、葬祭費用を支給する葬祭扶助、就労に必要な技能の習得などにかかわる生活扶助の8種類の扶助と保護施設にかかわる事務費があります。

最近も不正受給などが報道されており、これはテレビや雑誌などのメディアの発信したものの、意見などが偏見や悪影響になっているなど、そういう問題もありますが、生活保護は要件をしっかりと満たしていれば、だれにでも利用できる権利があり、本当に必要な人が受給できずに自殺に追い込まれたり、餓死される、悲しい事件があってはならないと強く思います。

今後、景気の悪化や雇用の非正規化に伴う失業や年金制度の後退、格差の拡大やワーキングプアの急増、そして、高齢化の進展によりますます増加していくことが予想されます。このような中で国や自治体の支援のあり方が改めて問われる時期ではないかというふうに考えております。

そこで、次の質問をします。①当町での受給などの相談件数及び受給者数についてお聞きします。

②担当職員及び京都府のケースワーカーの人数は適正なものでしょうか。

③派遣切り等により住む家がない人の一時的な保護施設は確保できているのか。

④今後の検討課題についてお聞きしたいと思います。

以上で、私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 和田議員一番目のご質問、空き家・廃屋対策についての1点目、実態調査による状況把握は、また、調査の必要性をどのように考えられているのかにお答えします。

このご質問につきましては、平成23年12月定例会で小林議員の一般質問でもお答えしましたとおり、防災、あるいは防犯上、さらには景観上も問題があることは十分に認識しているところでございます。行政として空き家や廃屋の増加を懸念いたしておりまして、これを放置するわけにはいきませんので、どのような規模で町内に空き家や廃屋があるのか、その実態を把握するため、5月に開催いたしました、まちづくり及び行政改革推進本部会議において、その調査方法等を協議し、職員による実態調査を2カ月程度の期間を設けて行うよう準備を進めているところでございます。

次に、2点目の空き家に対する、町への苦情及び相談はどのようなものがあるか。また、相談件数、対応はどうなっているかにお答えいたします。現在、町へいただく苦情や相談の内容につきましては、主に老朽化による自然倒壊の危険性や、また、強風による瓦やトタン等の飛散などの危険性が寄せられており、その相談件数につきましては、正確な数字は持ち合わせておりませんが、各庁舎に問い合わせましたところ、各庁舎とも年に1ないし、多くて3、4件の苦情を、もしくは相談を受けている状況でございます。

苦情や相談をお受けした後の対応でございますが、その空き家等、所在の区長様、あるいはご近所の住民の方のご協力や、近隣に居住している職員への聞き取り等により所有者を確認し、当該所有者に対し、適切な処置をいただくようお願いすることで、対応しております。

次に、3点目の危険な空き家対応はどうされているかのご質問ですが、この点につきましても、2点目でお答えしました方法で、所有者の方に、その処置のお願いするといった対応としております。やはり、個人の財産所有権が存在するわけでございますので、その処置につきましても、まずは所有者にお願いするのが、本来の姿ではないかというふうに考えております。

最後に、4点目の空き家の適正管理に関する条例をつくる必要があると考えるが、どのようにお考えかについてお答えいたします。1点目でお答えしましたとおり、現在、どのような規模で空き家や廃屋があるのか、まずは実態調査を行い、その状況を把握した上で、どのような課題があるのかを抽出し、課題の検討、対策を整理し対応していきたいというふうに考えておりまして、議員ご指摘の空き家の適正管理に関する条例の制定につきましては、今のところ実態調査の結果を受けて、判断してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、2番目の生活保護状況についてお答えいたします。ご承知のとおり、生活保護の保護決定につきましては、本町のような町村につきましては、原則、都道府県である京都府が行い、市については、福祉事務所を置き、福祉事務所が行うこととなっております。

ご質問の1点目、当町の受給相談件数についてですが、平成23年度の相談件数は17件、平成24年度は、5月末で4件という状況となっております。また、受給世帯数は平成24年4月末

で98世帯、受給者数は145名でございます。

次に、2点目の担当職員、京都府のケースワーカーについて申し上げます。当町の担当職員は福祉課職員4名が相談をお聞きすることとしており、京都府のケースワーカーは2名の方が与謝野町のケースに対応していただいております。ケースワーカーの人数2名は適正かと申しますと、保護世帯65世帯に対し1名の設置基準となっておりますので、当町の保護世帯数98世帯に対して2名の設置は適正であるということになります。

次に、3点目の住む家がない方への一時避難住宅についてご説明します。京都府では一時避難所として、丹後、中丹地区で2カ所、舞鶴市、福知山市で準備し、緊急の場合に対応できるよう確保されております。

最後の4点目の今後の検討課題につきましてご説明申し上げます。先ほど議員がおっしゃいましたように生活保護の扶助には8種類の扶助がございます。内容は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、分娩のための出産扶助、仕事に必要な技能取得のための生業扶助、葬祭のための葬祭扶助でございます。

このように多くの扶助が準備されているように、生活保護を受けようとする生活困窮者は、さまざまな心配や、不安を抱えておられます。課題としては、生活保護の相談に至るまでの生活困窮者に対する日常の支援体制や相談体制の確立が重要と考えますので、相談者の不安をしっかり聞いて、適正な支援ができるよう、体制の整備を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議長（赤松孝一） 和田議員。

2番（和田裕之） ご答弁、ありがとうございました。

まず、空き家の実態調査ですね、これにつきましては、ちょっと私も、これしませんという話だと、ちょっと困るなというふうに思っておったんですが、実施をしていただけるということで大変ありがたいなというふうに思っています。これが、条例をつくるにしても、まず実態調査ですね、これをしていただかないと、先に進まんというふうに考えておりますので、これは大変ありがたいなというふうに思っております。

ちょっと具体的にお聞きしたいなと思うんですが、これ職員さんでされるということなんですが、何名ぐらいで調査をされるような感じでおられるのでしょうか。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 具体的な中身につきましては、本部長の副町長のほうから答えさせていただきます。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私から少しご説明を申し上げたいと思います。先ほど町長が申しあげましたように2カ月間かけて職員が、主に自分が居住をします地域を中心に調べていこうということは確認しておりますけども、例えば、個人の敷地内、例えば、そこに廃屋があるとしても、個人の敷地内に入り込むわけなんで、いろんな課題があります。とりあえず今の所確認しているのは2カ月間かけて、居住している地域を中心に職員がみずから調べていこうと。まず、外観で、それらしいところを見つけて、ぐらいの話で、なかなか詳細な調査は第2段階になろうかと思ひ

ます。ということで職員が中心になって2カ月間かけてやるという予定でございます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 大変な作業になるかなというふうに思っています。例えばというか、京丹後市でも実態調査というのをされております。それと綾部市ですね、綾部市のほうでも、これ詳しい話でいきますと、どういうやり方をされたかと申しますと、これは自治会長のほうに、市役所のほうから依頼をされ、そして、市内185カ所の自治区ですか、自治会のほうがお調べになられて、その回答率というのが99.5%ということで、実に自治区のほうでも、やっぱりどこの自治区というか、自治体でもそうなんですけども、やっぱり問題意識を持っておられるということで協力していただけたかなというふうに思って、私も、この数字を見ておったわけです。綾部市さんの場合では、全体で379件の空き家があって、そのうち住めるのが207件、改修が必要なのが111件、住居不可能というか、廃屋というレベルになるんでしょうか。これが55棟、不明が6棟という、こういうふうな結果が出ておるといふふうにお聞きをしております。こういうふうな方法も考えられるかなというふうには、私はちょっと考えたりはしておったんですが、そういうふうな検討というのは、されたんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ただいま調査方法について、副町長が申し上げました。空き家の調査につきましては、今、職員に調査をお願いしようというものは、まずは外観調査だと思っております。したがって、まだ、申し上げられません。スケジュールといいますか、思惑の中では、その後、まずは基本的な調査をして、それからさらに補完、補完という形で、いわゆる区長さんにも当然、お世話になっていかなんという、私は思っております。

そうした中で、今、申し上げましたのは、まず、どんなところに、場所にあるかという調査を、外観調査で、それから下手に空き家といえども、踏み込んで、やはり不法な侵入はできませんので、そういったことで一つ一つ積み重ねていって、もう目的はやはりどれだけあるか、それから、所有者がどなたであるかといったことでございますし、町長も申し上げましたですけども、これはあくまでも基本的には防犯、防災、そういったことを基本において空き家の調査をお願いするということでございます。そうした中で所有者につきましても、そういったことでのご理解をいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 職員さんほうでされるということは、大まかな調査というふうに理解をさせていただきました。課長、おっしゃいますように、個人の敷地、もしくは建物に入るといふことは、これ住居侵入罪、刑法第130条に該当するということなんです。それで冒頭にも申し上げましたように、条例は、これから十分検討していただきたいなというふうに私も考えておるんですが、さきに述べましたように、条例をつくるということは、この実態調査、これもやりやすくなるんじゃないかというふうに私は考えております。といいますのが、条例の中に実態調査という項目がありまして、この中に立入調査ですね、こういうものをしますよと、それは町長の任命によってということで職員さんが身分証をつけた状態で中に入るという、こういうふうなことをされている、全部が全部あるとは言いませんが、多くやられておる中の条例を見ますと、そういうふうなやり方をされておるようなところもあります。ですから、先に条例をつくるということも今後

の調査なりをやり安くするのではないかなというふうに考えておるんですが、この点、お聞きしたいなと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうした状況に、次のステップに行けば、できるでしょうが、まず、どういう状況かということ、まず把握した上で、都会と、やはりこうした田舎では、その空き家といいますが、商品として次に貸し手があるような空き家もあれば、廃屋同然になった空き家もございますし、やはりそうしたことを外目から見る中で一定の整理をした上で、じゃあ与謝野町にとって、どういった、先ほど申しあげましたように防犯や防災上、今、一番困っているのは、そうした中で、それをどうしていくかということでしょうし、それらについて、どういう条例をつくっていくのがよいのかどうか、その辺のところの次のステップに進んでいく中で、それは考えるべきことではないかなと思っております。

手探りの中での中身になるかと思えますけれども、先ほど来も言っておりますように、地元の方、あるいは区長さんを初め、その関係機関、民生委員さん等も含まれるでしょうし、多くの方の、そういう住民の方の協力を得て、そうしたことが必要最小限、住民の皆さんが困るという、そうした中身をきっちりにとらえた上で、条例をつくるべきではないかなというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） まず、最終的には、どういう形で進められるかと、確かに24区の区長さんをお願いして、そういう形でしていただきたいなというふうに考えております。

次なんです、ちょっと3番目にお聞きした対応ですね、例えば瓦が飛ぶであったりだとか、トタンが飛ぶという、通学路あたりに面しておる、あの建物ですね、この辺のところ、先ほどのご答弁では所有者の方をお願いするというふうにお聞きしたんですが、もちろんおられる場合はいいんですが、おられない建物というか、所有者が全くわからない建物があると思うんです。それについての対応は、今現状としては、どうしても応急的な処置をせなあかんというような建物に対しては、どういうふうな対応をされているのかということをお聞きしたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、所有者の方の親類縁者といえますか、そうした方を探し出して、その方をお願いすることになるかと思えます。全くそういう方がおいでにならないというようなことが判明しましたら、また、それはそれでの次の手段があるかと思えますけれども、まずは、そういう手順を踏まなければならないのではないかなというふうに思えます。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ほんまに壊れかけ寸前というか、そういう周辺の皆さんですか、やっぱり命にかかわるようなこと、問題にならんうちに、そういう条例もやっぱり早いことつくっていただいて、やっていただきたいなというふうには思っております。

もう一度、お聞きしたいんですが、条例については、今後、検討はしていただけるということで理解させてもらったらよろしいでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 調査結果を受けた上で、また、検討をさせていただくというか、研究をさせてい

ただきたいなというふうに思います。

それと廃屋寸前になりかけていても、「いや、わしは構わん、ここに住む」という方のほうが非常に、そうした困った事例というのもございますし、空っぽの中で、だったら周辺の方ということですが、周辺の方プラスじゃなくて、ご本人が住み続けると言われますと、非常に、そうしたことを主張されますと、手も足も出せない状況になってまいりますので、そうしたいろんな例があると思いますので、それらも慎重に調査し、いろんな場合を想定した中での条例制定になるのではないかなというふうに感じております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） いろんなケースがあると思います。昨年の3月議会でも町長、そんなような、浪江議員のご質問の中でも、そのようなお話があったかというふうに認識はしております。私が言うところは廃屋というのは、基本的に建物、だれも住んでいない建物に、もしそういう、例えばですよ、倒壊するおそれがあるだとか、瓦が飛んだり、トタンが飛んだり、人にけがをさせるような危険がある建物については、どのようにされとるかということ、あくまでも住んでいる方は、やっぱりその人の責任というものだと思いますので、今、僕が質問させていただいたのは、住んでない家が、現状あると思うんです。所有者もわからずに。その人は、例えば、町のほうで調べていただいて、対応はしていただいておりますというふうに、先ほどお聞きしたんですが、住んでない家で人に危害を加えるような恐れがある建物は、どのようにされとるかという点が、もしわかればお願いしたいんですが、そういうのがなければいいんですが。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど、調査については、詳細はこれからということを申し上げました。いろんなケースが確かにあるんです。

例えば、田舎のことですので、母屋にはご家族や子供さんがお住まいで、同じ敷地内の離れが、もうおじいちゃん、おばあちゃん、母屋に引きとっているから、本当に住むにはたえないような状況になっておる。そういった本家、隠居のケースもあれば、それから、敷地内に、居宅ではないんですけども、物置といたしますか、田舎の物置といたしますか、倉庫といたしますか、そういったもので居住用ではないんですけども、その前を通る子供たち、通学路にとっては危ない存在であるとか。いろんなケースがありますので、とりあえずは、先ほど来、申し上げてますように、道路といたしますか、敷地内に入らない形で外観をずっと調べていって、その後、どういった格好で再調査に入るかということを決めていくことになろうかと思います。

条例のお話もありましたけども、条例につきましても実態調査をした上で、例えば居宅に関して、居宅じゃないけども、こういう状況もあるというのが、赤裸々になりましたら、例えば条例をつくる場合には、こういった内容まで網羅した条例にしなければならないとかいうことが明らかになるかと思っておりますので、いわば、とりあえず町にとっても大きな問題でありますので、外観調査を職員の手で2カ月かけてやりたいということでご容赦をいただきたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。いろんなケースがあるということで、僕も行政の代執行ですね、建築基準法の第10条ですか、これで適用というか、これ基準があいまいだということもあって、これではだめだということで、全国の自治体が先ほど申しましたように、多くの自治

体が独自といいますか空き家適正の管理条例ですわ。これをつくられているということになっておるわけです。

例えば、代執行に関しても、秋田県大仙市の例で見ますと、危険な家屋が61軒あるということなんですけど、実質的にやっぱり撤去までいくというのは、これは公金を使うことでもありませんし、2例ほどしか、まだ行っておられない。これは初の代執行をされた市、大仙市でありますけれども、ここはやっぱり慎重に、代執行するかどうかというのは慎重に決めていただかなければいけないということだとは思いますが、条例をつくる分においては、いろんな面をやりやすくするかなというふうに私は考えておりますので、ぜひ、今後、調査をされる中で検討していただけたらありがたいなというふうに思っております。

次なんですけど、生活保護の件でちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。今も多くの国民の中には、生活保護が優遇され過ぎるというふうな、マスメディアの影響もあってして、偏見もあるような感じを、私は思っておるんですが、不正受給に関しては、本当に受けなければいけない人は、やっぱり受給していただかなければいけないですし、そして不正受給に関しては、より厳格に対応が求められるというふうに思うんですが、当町では、どのような対応をされていらっしゃるのかをお聞きしたいなというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 我々が直接というわけではなしに、先ほども申しあげましたように、ケースワーカーの方の判断になってくるかというふうに思いますし、そうした中で、どこまでそういう例があるのかどうか、もれた例があるのかどうか等については、具体的にはわからないというのが現状でございます。ただ、十分、担当課とは調整しながらしていただいているものと思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 適切に対応していただきたいなというふうに思います。今、テレビでもやっておりますとおり、親族がおる場合は民法上では3親等はですか、これ扶養義務があるということなんですけれども、例えば離れてまして扶養するというか、支援ですね、仕送りですね、これをすることもできるんですけれども、これがどういうんですか、生活保護を受ける要件にはなっていないというふうに、現状としては、そういうものだと思っております。

要は、親族だからといって、支援をしようと思っても、やっぱり今の状況では経済的に無理だという家庭もやっぱり多くおられると思いますし、それは一応、要件にはなっていないということで、今、テレビで言われておるような不正受給に関しては、やっぱり厳格な対応をしていただきたいなというふうに考えております。

次の質問なんですけれども、ケースワーカーですね、丹後保健福祉課になるんでしょうか、2名の体制でやっておられるというふうにお聞きしておりますけれども、これは先ほどご答弁ありましたように、適正であるということなんですけど、今後、生活保護を受けられる方というのは冒頭申し上げたように多くなってくるんじゃないかなというふうに思っておるんですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） こういう時代になってきますと、やはりどこの市町村でも、やはり生活保護を受

ける方の数というのがふえてきているということを考えますと、今後ふえていくのではないかなというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 私も、この派遣切り等によりという、これ何年か前に国のほうでも問題になって、今、舞鶴ですか、舞鶴と福知山にあるということでお聞きしたんですが、これも通常ならば1週間、これ私が相談を受けたのが4月ごろやったんですけれども、派遣切りですね、与謝野町に籍はあるんですけれども、他府県に、他県に行かれておまして派遣切りであってということで相談を受けたんですけれども、そこの舞鶴に行かれたんですけど、基本的には1週間だけと、だけでも事情があれば2週間ということなんですが、この間に、要はハローワークに行って就職をしていただいて、そこの施設は出ていくというふうな対応をされておるんですけれども、ちょっとその点については、この不景気の中、2週間で仕事を探して、住み込みの就職になるんですけれども、いうのはちょっと無理があるのかなというふうに私自身、感じたんですけれども、課長でもいいんですけれども、そのあたりはどういうふうにお考えなのかというのをお聞きしたいと思えます。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいまのご質問ですけれども、こういった方については、いろんなご事情があるというように思います。

先ほど、町長が答弁しましたように、この京都府のケースワーカー2名の方が、それぞれきちっと対応いただいているということがありますので、この京都府のケースワーカーについても、ここが期限がきたから、ぼいっと追い出すようなことは、恐らくされていないというふうに思いますので、そのあたりはケース・バイ・ケースで対応いただいているというように思いますので、そのようにご理解はいただきたいというように思います。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） 福祉課の職員の方もケースワーカーの方も大変親切にというか、親身にご相談いただいているなというふうに私も感じております。

あと、最後にちょっとお願いというか、あるんですが、町長もおっしゃいましたように、不安をしっかりと取り除いて相談に応じるというようなことをおっしゃっておったし、まさにそのとおりだと思いますし、あと、各庁舎ですか、これは保健所のほうが出されとる生活保護のパンフレットだというふうに、私も見て思ったんですが、これも後になってから出てきたような感じで、その方は結局、派遣切れで仕事が見つからずに、生活保護という形で今、生活をされております。その書類だとかパンフレットもなかったんで、それは後ほどというか2、3日後にいただいたというふうに聞いております。

ぜひとも、置いてあるかどうか、ちょっと私も確認してないんですが、各庁舎に置けるような状況であれば、置いていただいて利用しやすいというか、内容がよくわかるように置いていただくようお願いしたいなということをお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございます。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） このパンフレットなんですけども、今ちょっと見えるかどうかわかりませんけれ

ども、こういった「知っておきたい生活保護」というようなパンフレットがございます。これは福祉課だけが持っているというのではなしに、各庁舎のほうにも置いておりますので、これを見たり、また、その地域振興課のほうでも、こういった説明ができるというように思います。

ただ、最終的に生活保護につないでいく段階でのお話になりますと、やはり専門的な部分、しっかりお聞きしなければならぬ部分がありますので、そのあたりは福祉課のほうで相談をさせていただくということになります。

先ほど、町長の答弁の中でも、親切丁寧にというようなことがございましたけれども、生活保護を受けられる前に、やはり一時的にお金が不足しているというようなことで、くらしの資金等の相談もでございます。

昨年度、平成23年度を申し上げますと、くらしの資金が38件で324万5,000円の貸し付けをさせていただいておりますけれども、これでくらしの資金をお貸ししたら、もうこれですべて終わりということではなしに、そのときに、やはりくらしの資金をお使いになられるということは、大変、生活に困窮をされておりますので、今後の生活の仕方、家族の状況をしっかりお聞きして、そして将来的に、どうしても生活保護のほうにつなげていかなければならないような状況がございましたら、それは京都府のほうに連携をしてみたいというように、それをさせていただいておりますので、そういったことで、町のほうとしては、そういった相談に対して、本当にしっかりと対応させていただいているつもりですし、今後についても、そのように対応してまいりたいというように思います。

議 長（赤松孝一） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ありがとうございます。

確かにおっしゃるように、くらしの資金ですね、あわせて、先ほどの方も本当に所持金が100何十円ですね、こういう状態で、やっぱり窮迫した状態で来られる方もあると思うんです。ですから、まずはくらしの資金なのか、くらしの資金が要るのか、生活保護を先に受けるべきなのかというのちょっと難しいといいますが、そのまま帰ってしまったんでは取り返しのつかないことになってあれなんで、ぜひ、親身に相談を受けて上げていただきたいというふうにお願ひいたします。ありがとうございました。

議 長（赤松孝一） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

皆さん、続行してよろしいか。いいですね。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） それでは、次に1番、野村生八議員の一般質問を許します。

1 番、野村生八議員。

1 番（野村生八） 水道料金の値上げを計画されているとお聞きをいたしました。

現在、基本料金で1,500円を1,900円にする案ということです。率にして20%を超える大幅な引き上げになります。これだけでも大変な負担ですが、ことしは国保税、介護保険料など多くの負担がふえており、それに加えての値上げになりますので、町民の暮らしも、また営業も大変苦しくなることは明らかです。さらに政府は、消費税の大増税を、日に日に高まる国民の批判を無視をし、強行しようとしています。こういう状況ですので、値上げをしない、値上げを抑える、こういう努力が求められます。

また、決めるまでに、町民への十分な説明も求められると思います。今回は、この水道料金の値上げについて町長に質問いたします。

そもそも水道法では、国及び地方公共団体は安全で安い水を安定して供給する義務があることをうたっています。与謝野町では安全な水を供給するために、水道施設の改修に大変力を入れてきました。しかし、今、原子力発電の事故が水道の安全を脅かしています。

福井でもし、福島のような事故を起こせば、琵琶湖が汚染され、京都、大阪の住民の水道水の供給はできなくなります。まともな安全対策もせず、新たな電力の確保もせず、新たな安全神話と計画停電という脅しで、大飯原発を再稼働させようとする関西電力と政府に改めて抗議をするものです。

次に、低廉な水、つまり安い水を供給する義務についてです。水道料金が高くなる原因は、人口密度が低く、施設の効率が悪い水道事業があります。しかし、そうではない都市部でも高いところが多くあります。理由は、都市部には水源がないことです。最悪は遠く離れたところにダムをつくって水源にしなければならない、こういう自治体、大変高い水道料金の実態になっています。また、水質が悪いと、どうしても施設が高く、運転経費もふえ、水道料金が高くなります。なかなか簡単には割り切れないのが水道料金だというふうに思います。

いずれにしても、だれもが安心して水道が使えるようにする義務があることは確かです。水道代が高く払えず、給水が停止されるようなことはあってはならないことです。また、水道料金の格差を是正することも国や地方公共団体の責務です。そのために国は効率の悪い簡易水道に事業費の補助や運営経費への交付税算入を行ってきました。安全のために施設を改修すればするほど、水道料を上げざるを得ないことは、国の、この補助や交付税算入が十分ではないことを示していると思います。

ところが、平成19年6月に簡易水道事業等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取り扱い要領の一部を改正をしました。これは、平成28年度までに上水道への統合をしない簡易水道への国庫補助を制限をしていく。平成28年度までに上水道事業へ無理やり統合をさせようというものです。不十分な施設の簡易水道は、全国に確かにありますので、そういうところを、こういう統合によって、安全で安心して運営ができるようにする、こういうことも確かに必要なところはあるというふうに思います。

しかし、当町のようにきっちりと運営を行っているところも含めて、このように一律に統合を進めることは納得できるものではありません。この統合によって、国の補助金や交付参入がなくなる、いわゆる国が地方自治体への財政負担を減らしたいとの思いが透けて見えます。今回の水道料金大幅引き上げを計画をされている。この大きな原因が、この国の施策にあるというふうに思います。いずれにしても、国の方針に基づいて必要な取り組みをされてきたのではあっても、今回の値上げ幅は大きく、この値上げの回避抑制、町民の暮らしを守るための取り組みが必要だと考えます。

そこで、以下の点についてお聞きをいたします。

一つ目に、水道料金は国全体でも格差をなくすことが求められ、まして町内での格差を生むことは、あるべき姿ではないのではないかと。

二つ目に、本来あるべき水道料金と与謝野町の現在の料金の対比はどうなっているのか、お考

えをお聞きします。

3番目に、値上げをしないための努力は、どのようにされてきたのか。今後されるのか。この3点について、お聞きをいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 野村議員ご質問の水道料金の値上げについてお答えいたします。

ただいま議員ご指摘のとおり、町では簡易水道料金につきまして20%を超える改定の検討を行っているところでございます。

初めにお断りをさせていただきますが、現在、この件につきましては、上下水道審議会に諮問させていただき、審議していただいている最中でございますので、答えはあくまでも、現時点の町の考えであることをご理解いただきたいというふうに存じます。

ご承知のとおり与謝野町の簡易水道は、平成19年の国の制度改正によりまして、平成28年度までに上水道へ統合することが義務づけられ、国の補助金が受けられるのも、それまでとなったことから、急ピッチで老朽施設の統合整備を進めているところでございます。しかし、現在でも昭和60年代の公債費、いわゆる借金を返済しており、将来、ピーク時の平成26年度末では起債残高、いわゆる借金の残高が67億円もの膨大な金額となる見込みで、このような状況で平成28年度に上水道へ統合するとどうなるかでございます。

そもそも簡易水道は、議員のご指摘にもありましたように、上水道に比べ給水人口が少ないために経営効率が悪く、結果として水道料金が高くなってしまい、そうした格差を是正するために国庫補助や交付税措置が設けられております。しかし、上水道へ統合しますと、これら財源措置の大部分がなくなってしまい、膨大な公債費の償還を含め、経営のすべてを水道料金で賄うこととなり、それに見合った水道料金の設定をしなければならないわけでございます。

このことは、言うまでもなく上水道統合後の事業運営に大きな影響を及ぼすこととなりますので、町としましては、水道事業の将来にわたる持続可能な経営基盤をつくるために、まず大きな要因となっている簡易水道の料金改定を来年4月からお世話になり、上水道については平成29年4月にお世話になることで、与謝野町水道事業として一本化を図りたいというふうに考えているところでございます。

そこで、議員ご質問の1点目、水道料金は国全体でも格差をなくすことが求められてる。まして、町内の格差を生むことは、あるべき姿ではないのではないかにお答えしたいと思います。

確かに議員ご指摘のとおり、私も町内統一料金であることが望ましいというふうに考えております。しかし、国全体を見てもそうですが、水道は地域事情によって大きく左右され、例えば、まとまった水源の有無、地形、人口、さらには大口需要者の有無など、さまざまな事情によって変わってまいりますので、格差をなくすというのは、なかなか難しいと言わざるを得ないのではないかと思います。当町におきましても、今、申し上げたような事情により加悦、野田川地域は簡易水道、岩滝地域は上水道と、事業形態も違えば、歩んできた経過も違います。この格差を埋められる、さらに有効な支援策が講じられるなら別ですが、現状を統一しようとするためには、もう少し時間と努力が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

次に2点目の、本来あるべき水道料金と与謝野町の料金の対比はどうなっているかについてお答えいたします。

本来あるべき水道料金とは、2通りの考え方があるというふうに思います。まず、一つは、水道事業として見た場合、独立採算の原則がございますので、給水原価に対して供給単価がどれほどかということになるかというふうに思います。すなわち、1立方メートルの水をつくる原価と1立方メートルの水を売る単価がイコールに近ければ近いほど水道事業経営本来の独立採算ができるということになります。当町の簡易水道の場合、平成22年度の決算値で申し上げますと、簡易水道の給水原価が226円に対し供給単価は176円で、50円の差がございます、この差額は公債費のピークである平成33年度まで開き続けることとなります。

また、上水道につきましては、給水原価が215円に対し供給単価は180円と、35円の差がありますが、こちらについてはピークを過ぎておりますので徐々に差が縮まっていくこととなります。

二つ目の考え方は、当町の水道料金が全国平均から見てどうかでございます。

水道料金は、総体的に給水人口が多ければ料金は低く、逆に少なければ高くなる傾向にございます。本町の給水人口は、上水、簡水、合わせますと約2万4,000人でございますので、これを日本水道協会がまとめました全国の規模別平均料金で見ますと、給水人口が1万5,000人から3万人未満の事業体では、10立方メートル使用時に平均1,554円、20立方メートル使用時に3,193円となりまして、与謝野町の今現在の水道料金なら10立方メートル使用時に1,500円、20立方メートル使用時に3,100円となりますので、ちょうど平均と言えます。しかし、日本水道協会が出しております、このデータは、最新版が平成23年4月1日現在のものですので、さらに今現在となりますと、あくまで推測ではございますが、全国的に上水道統合を義務づけられている状況を考えますと、この平均値もどんどん上がってくるだろうというふうに考えております。

ご質問の3点目、値上げをしないための努力は、どのようにされてきたのか、今後もされるのかについてお答えいたします。

値上げをしないようにするためには、当然のこととして経費を抑え、支出を減らすということ。やらなければならないことはやらなければなりません、いかにして、それを効率よく経済的に行うかでございます。現在、行っております施設整備につきましても単に建設費を安くというだけではなく、後の維持管理費のことも考慮し、統合できるものは統合するとともに、できるだけ高い技術を導入することも研究しながら行っております。そうすることで、施設全体の耐用年数を延ばし、次の大規模改修に備える期間を長く持つことも料金抑制の一つと考えております。

さらには、組織体制につきましても民間委託も視野に入れ、合理化を図っていかねばならないと考えております。また、合併前は簡易水道に係る交付税措置分を一般財源として、水道以外の、どうしてもやらなければならない住民サービスに充当してきた経過もございますが、平成28年度の上水道統合で交付税措置がなくなることが前提となつてからは、来る公債費の償還に備えるために一般会計から繰り出しを行い、財政調整基金として積み立てることとしておまして、その目標額を、上水道の平成28年度時点の現金預金を約3億円見込んでいることから、事業規模見合いの7億8,000万円と設定し、厳しい財政事情の中ではありますが、可能な限りの努力をしてまいり所存でございます。

しかし、これから努力をしましても、冒頭に申し上げましたように、現状では上水統合後の将

来にわたる持続可能な経営基盤をつくるためには、料金改定を考えざるを得ない状況でございますこと、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。また、国の制度改正による上水道統合の義務化は、どの自治体にとっても水道事業の経営を圧迫していることから、その支援措置について日本水道協会などを通じて国に要望を続けており、当町としましても引き続き行動をとともにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で、野村議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） まず、水道料の格差の是正について質問いたします。

当町でも、当初の合併の計画段階では、合併時に水道料を統一するという形で話が始まりましたが、実際、合併する直前になって、それが難しいということでの、違う、上水道と簡易水道の二重水道料の体制で合併をいたしました。こういう事例は全国でも多数あります。そういう中で、合併した自治体では、こういう料金格差の是正に、今、一生懸命努めておられる、これが状況だろうというふうに思ってます。

当町でも2年前に、これは単純に格差是正という意味ではないというふうに受けとめました、岩滝の上水道の状況等々からかんがみて1, 350円だったのが1, 500円へと引き上げられて、結果として料金が同じという、そういう状況に、今現在きています。こういう中で、町長が答弁されました、通常の状態の中で、それぞれ、例えば制度が違って料金格差が残る、町の中で残るということはあるかもわかりません。ただ、全国的に確かに格差は非常に大きいものがあります。一番安いところでは、私が調べたところでは、富士河口湖町では335円というふうに書かれておりますし、高いところでは6, 000円を超えるところまであります。こういう実情の中で、いわゆる国のほうでも、こういう格差の是正ということは非常に大事な問題ということで、21世紀における水道及び水道行政のあり方という、こういう検討会の中でも受益者負担を原則にしながらも、政策的な財政支援により大幅な料金格差や、高い料金になるということを抑制するという、こういうことが明確に打ち出されて、答弁でもありました必要な手だてがきょうまで打ってこられました。ですから、こういう水道というのが、住民が暮らす上でも一番大切な部分、暮らしの基本にかかわる部分ということで、水道法で、先ほど言いましたように、だれもが、どこでも、この水道を利用することができる。このことが非常に大事な課題として、国や地方自治体に提起がされている、これを受けて、こういう料金格差の是正というのが求められているというふうに思っています。

ましてや町の中においては、できるだけ料金の格差を生まないということが必要だと思いますが、現状で水道の会計の体制が違うとはいえ、平成28年には上水道に一本化する、こういう時点にあるわけですね。来年、平成24年4月から簡易水道を値上げして、また格差が生まれるという状況になるわけですね。その格差も、今のお話ですと、まだもちろん決定してるわけではないんでね、審議会が今からということなんで、町が現状でどうやって水道事業を運営できるのかという形で出されている内容ですが、1, 500円と1, 900円になるということですよ。その提案どおり、もしされたら。以前の格差以上に大きな格差に、倍以上の格差になるわけですね。こういう28年には統合が決められて、格差はもちろん、町民等しく、同じ料金で水道は利用できる、そのことが目前にあるという状況の中で、来年4月から、また格差を生むようなことが、

本来、水道事業を進める立場からいって、本当に望ましいことなのかどうか。この内容を聞いて、まず、私が感じたのがここにあります。

再度お伺いします。通常、こういう統合がない状況の中で、それぞれの水道会計の事情に応じて、若干の格差が生まれるということは私もあるというふうに思います。しかし、現在の状況、そして格差の金額の差、これらを考えても提案されている内容が本当に、水道事業会計を進める上で望ましいことかどうか、再度お考えをお聞きしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 町民の方からすれば、非常に厳しい内容だというふうに思いますけれども、先ほども申し上げましたように、やはり加悦、野田川地域は簡易水道、そして、岩滝地域は上水道という、事業形態も違えば、歩んできた、そうした経緯も違います。この格差を埋められる、さらに有効な支援策が講じられるということであれば別ですけれども、現状を統一しようとするためには、もう少し時間と努力が必要でないかというふうには考えているところでございます。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 同じ質問になると思うんですが、これ、もう一度お聞きしますが、目前に上水統合で、町民等しく同じ水道料金になるということは、もう避けようがない事態ですね。そして、格差を生む金額が400円、以前150円でしたから、倍以上に、また広がるわけですね。その直前に広がるような内容の提案になっています。

これが、水道事業を運営する立場で適切だというふうに思われて、十分検討された内容なのか、どういうところを基本に今回の計画、非常に大事な水道として、今まで統合という、私の言い方而言えば、国の不条理な、そういう方針に基づくやり方の中で努力せざるを得ないという、そういう立場の中で最善を尽くして、安全な水を確保するために施設の改修に、本当に努力していただいた、その結果がここに生まれているということは十分理解をしていますが、そういう立場で引き続きどうすれば健全に運営できるのかという立場で検討されたとは思いますが、その検討の中で、こういう問題もきちっと把握されながら、見ながら出された結論なのかどうか、提案なのかどうか、これについて再度お聞きをしておきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 水道事業の業務につきましては、やはり安心して安全な水を、安定的に供給するということが言われるわけでございます。

今、それぞれ簡易水道の場合には、施設整備を行ってまいっておりますし、今後、安定的に経営をしていこうと思いますと、今、目いっぱい、町からも繰り出しをしている中で、その住民の方たちにもお世話になって、それが持続していけるようにという検討もした上で、ご提案をさせていただきます。

いろんな意味で、水道料金が上がる、ほかのものも上がる状況の中では、本当に申しわけないような気持ちがいっぱいですが、やはり今後の一つの統一した、与謝野町として水道を運営していこうということになりますと、やはりそうしたことを一定、応分の負担をしていただく、今後の借金の残額を考えますと、やはりそうした意味でやむを得ないというふうに判断をいたしております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） きょうは、一般質問ということで、大きな考え方の点についてお聞きをしたいというふうに思ってます。具体的な数字等々については、改めて取り組んでいきたいというふうに思っています。

それで、本来、私は、水道料金を合併してようやく格差が是正されたと、こういう状況の中で、その2年後に早くも再び格差が広がる、しかも以前よりもさらに広がる、こういうことは避けるべきだろうというふうに思っています。しかし、来年の4月に、もし岩滝も1,900円にするとなるならば、2年前に1,350円だった水道料金が1,900円になることになる。実に40%の値上げになるわけですね。これは幾ら何でも住民感情としても、私が議員としても、これはどうしても無理だろうというふうに思わざるを得ません。

そういう点から考えて、悪く言えば、そういう点を考えて簡易水道だけにされたのかなというふうなことも思うわけですが、今の答弁だと、そういう点については、あまり具体的にどういう格差の是正の問題について、具体的にこういう形でという答弁なかったのですね、それは、その程度にいたしますけども、こういう点を考えて、格差を生むべきではない。そのために来年4月から岩滝も含めて上げるとなれば、2年前に上がったところで、とてもそれは住民感情としても、暮らしの実態からも、これは営業にも大変なダメージになります。営業からいっても、これは避けなければならない。そういう点から考えれば、やはりこの、いかにこの値上げについて、できるだけ先送りをして幅を狭めていくのか、健全な事業運営という、これは通常であれば、そのことは大事ですが、無理やり国に押しつけられて、上水道に統合せざるを得ないという、こういう状況の中で取り組んできた結果という、こういう事態なので、それは健全会計というよりも、こういう中での値上げを抑えていく、このことを中心にした事業の運営に努めるべきではないかと、当面ですよ。

少なくとも、先ほど言われた起債があるという中で、あれだけの起債があるという中で、値上げがずっと回避できるということは確かにない状況にあることは私も理解をしています。しかし、今回のような形ではなくて、もう少ししなだらかな形にすることが必要ではないかというふうに思っていますが、この点についてはいかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 一般会計におきまして、もう目いっぱい状況でありますし、実際の交付税分は繰り出し基準より少ないというような状況です。確かに国のそういう、ということになりますけれども、現実には、そういう状況でございますので、こうしたことを理解をしていただけたらなというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 先ほど言われた安定な水を供給するという、このことも大変大事でして、思い起こせば旧野田川町のときには、毎年のように、夏になりますと、議会で断水の問題を取り上げるという、多くの議員が取り上げる、それほど断水が続いて、学校のプールも使えないと、そういう状況がありました。そういうところから、先ほどから言われている施設整備、地下水の利用、いろんな探查等を含めて、多額の経費をかけて今の安定した、今、ほとんどそういうことを心配するほど必要がない安定した事業会計に努力していただけてきたということでね、本当に、そのことは評価ができるんだらうなというふうに思っています。

こういう努力をしてきた自治体も含めて、一律に、最初に申しましたように、統合以外にないという、それをしないとやっていけない。それこそやっていけないという、こういうやり方というのは私は本当におかしなやり方、この国の姿勢そのものをかえる必要があるというふうに思っています。

そういう点で、先ほど町長も言われましたが、水道協会を通じて、そういう上水に統合したからといって、補助や交付税算入がゼロということのないようにという意味だと思うんですけども、私も、そのことは非常に大事だろうと、全国がこういう事態に陥っていることは明らかだと思うんですね。そういう点では、いわゆる一般的な話ではないわけですね、合併のときにいろんな手だてがつくられていたと同じように、こういう命にかかわる水道水の、こういう料金値上げにつながるような統合を国が強引に進めようとするわけですから、当然、こんな一時的な、一時といっても今回うちの場合はスパンが長いんですけども、値上げをせざるを得ないようなことにならないような手だてを国はとるべきだと、そのことを示した上で、統合に向けて自治体に要請していくというのが本来の姿だろうと思いますが、今のところ、そういうことがわずかに、いわゆる突然ゼロにするということではないとは思いますが、ほとんどそういう努力が国のほうではされてないと。だから、少なくとも国が、こういうことをきっちりやらないと、与謝野町みたいに大変な料金値上げになるということは明らかで、このことを強く求めていくことは、それはそれとして必要だというふうに思っています。多分、そういう意味だったと思うんですが、再度、町長にお聞きします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） まさしくそのとおりでございます。そうした大会がありますときには、他の市町村とも一緒に、そうした要望もしておりますし、また、町村会からの要望の中にも、そうした特別会計といいますか、こういう水道会計の件についても、やはり国の手だてというものを強く要望しております。

そうしたことは、1町だけではできませんので、要望活動並びに、そういう訴えは大いにやってまいりたいというふうに、努力はしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 3番目の値上げをしないための努力の中に入っているんですが、答弁にありませんでしたが、提案の中には今の10立方メートルの基本料金の体系の、さらに下の8立方メートルをつくるという案も出されていたというふうに思います。いわゆる今までは、5立方メートル使っても10立方メートル分の基本料金がかかってきたが、それが8立方メートル、値段が幾らだったか、ちょっと思い出せませんが、いわゆる1.500円ちょっと、50円に抑えるという、その部分については値上げがないような形に努力もされていたというふうに思います、この点についてちょっとご答弁いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 中身につきましては、水道課長のほうから答弁させていただきます。

議 長（赤松孝一） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ただいまのご質問に対してお答えいたします。従来ですと、今現在ですが、今、議員からもご指摘がございましたように、10立方メートルを、しょうがしよまいが、10立方

メートルまでは1, 500円という形で基本料金としてお世話になっております。

今現在、私どものほうが検討をしておりますのは、今、ご指摘がありましたように8立方メートルという部分に、一つの区分をつけさせていただこうと考えております。

と申しますのは、やはり小規模使用者といいますか、例えば高齢者世帯、あるいは独居の世帯につきまして1カ月当たりの水道使用量を考えてみますと、大体8立方メートルあれば生活がしていただけるというような状況でございます。したがって、そういった方々のために、新たな8立方メートルという区分を設けて、今現在、私どもが検討しておりますのは、その部分について1, 600円というような金額設定をさせていただこうというふうに考えております。いずれにしても、この件につきましても、現在、審議会へ審議をいただいているところなのでございます。結果として、どういうことになるかは、まだわからないということは、ご承知をいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 野村議員。

1 番（野村生八） 現在、水道事業では、水道の使用量が年々減っていくという、いわゆる節水機器が普及してきているというのが大きな原因なのかな、あるいは世帯の状況の問題があるのかもわかりませんが、いずれにしても今、言われた8立方メートルのランクをつくられる、いわゆる現在8立方メートル以下の方にとっては、同じ使い方で値上げ幅が100円におさまるということになると思いますし、今現在、10立方メートル使っておられる方も節水して8立方メートル以下になる方も生まれてくるのではないかとというふうに思われます。

いずれにしても、こういうランクをつくって町民の暮らし、営業にとってはちょっとこの制度は難しいと思いますが、暮らしにとっては値上げの影響を抑える、そういう取り組みの一つだろうというふうに思っています。

こういうことも取り組まれるわけですが、先ほどの問題と含めてですね、私は少なくとも全体を考えたときに、具体的にはまだ数字でやりとりするところまではいきませんが、基本的な考え方と言えば、大きく言えば、その統合の時点で、同一料金になる時点で、最低必要な水道料金の提案がされるということが望ましいと思いますし、そのときでも今のようできるだけ暮らしに影響少なくなるような手だてをとっていただくという形は最低必要だろうというふうに思います。

そして、それらの状況を見た上で、後々、どうしても運営が困難になったところまで頑張ってもらって、その後、また、検討がされるということが一番望ましいのではないかと。

当然、それまでの間に、先ほど言いました国において、こういう形でやられる大事な事業について、当然、必要な財政支援をさせていただくという状況も勘案して、今のようなことを進めていくということが、町民の暮らしや営業、今の実態、経済状況を考えて望ましいのではないかとというふうに考えております。

この点について、最後に町長のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 担当課のほうも、そうしたことも含めたいろいろなシミュレーションを考えた上での結果、こういう提案を審議会のほうに、今、ゆだねているわけでございます。

いろいろと私どもにとっても、こうした値上げということは本当に直接、住民の皆さんの生活

にかかわることではありますけれども、こうした、できるだけ、少しでも無駄のない、また経営ができるような努力をしながら、こうした金額を設定をさせていただいたということでご理解がいただきたいというふうに思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（赤松孝一） これで、野村生八議員の一般質問を終わります。

ここで4時15分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時02分）

（再開 午後 4時15分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じて、一般質問を再開いたしますが、その前にご報告を申し上げます。

一般質問終了後に議会運営委員会を、行政委員会室で行います。それが終了後に活性化委員会を議員控室で行います。

また、これから勢旗議員の一般質問がありますが、皆様のお手元に勢旗議員のほうから、一般質問の参考資料として配っておりますので、お目通しよろしく願いいたします。

それでは、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、ただいま議長のお許しを得ましたので、平成24年6月第45回の定例会に当たりまして、一般質問を行いたいと思っております。

今、お話がございましたように、このランダム係数ということで、ご理解をいただくためにお手元に配付をいただき、また、参考にお目通しをいただきたいと、このように思っておりますし、また、昨日は、私ごとに関しまして、順番がくるったようなことになりまして、大変ご迷惑をおかけいたしました。

それでは、質問に移りたいと思います。

本日、通告しております課題につきましては、まず、入札改革ということでございますが、きょうまで多くの議員さんから質問もありましたし、去る3月議会では、野村議員、それから家城議員からも詳細な質問がございました。また、総務常任委員会でも一定の議論がありまして、喫緊の課題だと考えております。若干の提案も含めてお伺いいたします。

本町の場合、平成19年4月から試行ということで、入札制度の新たな取り組みが始まり、予定価格と最低制限価格の事前公表がされることで、入札制度の透明化を、より図ることとされてきました。その結果として、多くの入札がくじ引きで、落札者が決定することについて、この議会の中でも再三、質疑がされてきましたし、その時点では、ベストではないがベターとの答弁がされて、今日にきておるわけでございますが、いよいよ昨今は、その大部分がくじ引きという傾向になり、これに対処する見直しがされないことで多くの関係者からの要望もされてきたところでございます。

この入札システムでは、技術と経営にすぐれた会社が生き残ることができないことが指摘されておりました。事後公表に改めた地方自治体も、ここに問題があることから改められたと報道されております。

本町の場合、これまでの答弁を精査してみますと、前提要件にどうも誤りがあるのではないかと

など、このように思っております。特に人間の本質を必ずしも見ていただいているわけではないかなど、このように思うわけでございます。課題の最低制限価格の事前公表では、職員を守るためとの大義で、これは理解できるわけでございますが、国の資料では予定価格が公表されますと、予定価格算出の基礎となった工事費積算内訳の10分の8.5が一つの目安になっている。現在のソフトを使えば、最低制限価格に非常に接近した価格が算出できると言われておりまして、これについては、町の理事者の側も、そのような認識になった答弁になっています。

しかし、認識が違うのはここからで、町は最低制限価格前後の数千円の差を競争させるのではなく、入札における透明性を高めるために事前公表をするという考えであります。入札者は内訳書をあわせて提出しているのですから、自分が計算された金額で入札されていると言われます。

しかし、ここに大きな誤解があるのではないかなど。例えば入札する業者が積算をしましたところ、仮にですが953万円になった。あるいは948万5,000円になった。しかし、町が公示しました最低制限価格は949万7,000円だった。一方では3万3,000円の差、もう一方では1万2,000円という、わずかの差であります。この場合、入札を考えておられる業者は、積算した数字で入札に参加をされるでしょうか。

一方は最低制限価格以下ですから失格であります。ほとんどの業者は生きるか死ぬかと、こういうことですから、949万7,000円で入札に参加すると、このように言われておりますし、私もそのように思っております。何人かの人の意見を求めましたが、やはり全部その意見でございました。これが人間のさがというもんだと、私は思っております。全く、この心理が無視されておると、ここに私は問題がある。

そこで、全国ではどのような方法で追及をされているのか。いろいろ資料を見てみますと、これは担当課でも十分検討をされていると思っておりますが、最も時代が求める方法というふうに考えておりますのが、きょうお示しをしております、ランダム係数を用いました最低制限価格の決定のやり方であります。

例えば、ある町では、ピンポンの球にですね、全部数字を書いて、それを職員が、その直前に拾い出すと、こういうふうな方法をやられておりました。あるいはくじ引きのところもあります、率を。

しかしながら、町は、最低制限基本価格というのが、この真ん中にございますけれども、これをまず公表をすると、したがって、その当日、ランダムの、この係数をパソコンで乱数を利用して無作為に算出される0.9950から1.005までの小数点4位までの数字を算出し、その率を最低制限基本価格に乗じたものを最低制限価格とするものであります。

こちらには、あるいは変動後最低制限価格と呼ぶと、こういうふうに書いてありますけれども、そういうことであります。

もちろん、ランダム係数は入札案件ごとに1回のみ有効となるように設定したシステムであります。このことで入札者の7割は、私はくじ引きから外れる。もっと外れるかもわかりません。職員にも全く負担はかかりません。入札会場でも内訳書の件数が減りますから、ここでも負担は軽くなります。心配されている国の会計検査にも、何ら支障はありません。工事の質を落とすことも全くありません。一番の問題とすれば、これまでの理事者の答弁にありました、いわゆる与謝野町の場合は数千円という、わずかの差を競争させるのではなくという、この意識の改革とい

うことが、私は必要ではないかなと、こういうふうに思っております。

それから、3月の議会の中で総合評価方式について検討したいと、このようなお話もございましたが、私は本町の場合、資料をいろいろ見てみますと、平成20年度に男女共同参画計画が立てられています。

町との契約を希望する業者は、この男女共同参画の届を、私は義務づける。あるいは環境に関する部分についても義務づける、そういうことで、どんどん変化した今の情勢に対応した取り組みになるのではないかなと、このように思っております、研究を、ぜひお願いをしたいと。

次に、電子入札についてお伺いします。電子入札は参加資格の確認、指名通知の確認、入札書の提出、落札結果の確認といった入札業務をインターネットを利用して行うことが可能とのシステムですが、入札参加者は自社に、自分の会社にいながらにして入札に参加できると、こういうメリットがあります。

このことにより、公共事業執行にかかわるコストの削減、入札業務の透明性、公正性の向上、入札事務の効率化に資すると、このように言われております。これまでも多くの質問がされてきましたが、答弁は電子入札の必要性がない、町内の業者は大半指名しているので、遠方から足を運ばなければならないと、こういう事態は考えられない。現状は、京都府の電子入札に参加される業者もふえてきており、新たに業者自身のシステムを構築するか、システムを間借りする必要があるけれども、現在は、その必要性を認めないという答弁で、要は、町としては新たな費用はかけたくないということではなかったかと思えます。

しかし、町はこれについても、平成21年3月に地域情報化計画を立てております。町民の多くは、時代におくれてはならないとのせき立てられる思いでパソコンを導入をし、あるいは勉強し、すべての業者の方も積算も機械に頼る状況まで整備が進んできております。この地域情報計画の中には、京都府情報化計画との整合性も記述されています。

地域情報化の推進は、一方ではワンストップ行政の推進でございまして、電子入札との記述はありませんが、電子商取引までうたう計画ですから、この取り組みができなくては情報化とは、どういうことなのかということになるのではないかなと、このように思っております。

町の一方的な判断で、これは推進しないと、このようなことにはしてはならない。このように思っております、電子入札は職員も業者も、時間に余裕が生まれます。家庭でも職場でも現在の情報化を最大享受しながら、電子入札だけは、かたくなに拒否するというモノクロでは、これからの人員削減の時代には対応できません。とにかく仕事そのものを減らす必要があると、このように考えておまして、どこに支障があるのかはわかりませんが、早期に電子入札システムの導入について検討いただくようお願いいたします。

2件目は、契約の原則からも随意契約ガイドラインの必要性についてお伺いをいたします。随意契約とは競争を行わず、特定の相手を選んで契約を取る方法であります。この方法によることができるケースとしては、一つには売買、賃借、請負、その他の契約で、その予定価格が政令に定める額の範囲内において、当該自治体の規則で定める額を超えないものとする。

二つには、不動産の買い入れ、または繰り入れ、当該自治体が必要とする物品の製造、修理、加工、または納入に使用されるため、必要な物品の売り払い、その他の契約で、その性質、または目的が競争入札に適しないものとする。

三つ目には、緊急の必要により競争入札に付することが不利と認められるとき。

四つ目には、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき。

五つ目には、競争入札に付し、入札者がいない、または、再度の入札に付し、落札者がいないとき。

六つ目には、落札者が契約を締結しないと、このように定められております。

その額も大体、みな幾つか違いますけれども、大体130万円以下ということが政令で定められております。しかし、本町の場合を見てみますと、大変大きな額、大きな金額、それは地方自治法が想定していないような額の随意契約があることであります。他の地方自治体の随意契約はありますが、いずれも金額は定められた範囲の小さなものばかりであります。

昨年6月の議案審議の中では、ガイドラインという、私は検討していただく助け舟を出したつもりであったんですけども、十分理解をいただけず、必要性を認めないということでした。平成22年秋に1億8,000万円余り、平成23年度で1億7,000万円を超える案件、また、本議会の初日には4,000万円を超えるであろう匿名の随意契約についての説明がありました。しかし、このような随意契約の必要性が出てくると、私はどうしても随意契約に関するガイドライン、運用の基準をつくりまして、その基準に沿って処理する必要があると考えています。

ガイドラインの内容としては、競争入札にするか、随意契約にするかの判断基準を明確にすること。契約金額の適正化に向け、仕様書の作成及び予定価格の設定、見積書を必ずとること。随意契約にする場合の明瞭かつ統一的な利用書の作成をすること。随意契約を厳正に実施する手段として、確認表の策定及び契約担当課において確認をすること。随意契約を実施した場合、ホームページ上に情報公開を徹底すること。私は一昨年秋の大きな随意契約についても指摘をしてきましたが、予定価格も公表されておりませんし、財務規則で定められている他の見積書も供されていないとのことで、落札率ははっきりしません。本来なら機能するはずの上限拘束を全く果たしていないと、こういうふうに思っております。町が大きな損害をこうむっているのではないかなと、こういう不安に思えてならないわけでございます。

昨年秋に京都府会計課に出向きました折に府の随意契約のガイドラインをいただきまして、資料としておりますけれども、この中では単なる値切りではなく、交渉というものの重要性を改めて感じました。本当に随意契約の場合、少なくとも落札率が競争入札の平均を超えることのないようになっているのかどうか。

以前にも申しましたが、国でさえ防衛機器という、非常に限られた業界である防衛庁を見ても、このような大きな随意契約はないということを肝に銘じていただくようお願いをしたいと思います。

それから3件目には、観光振興ビジョンについてお伺いをいたします。この計画が策定されてから3年がたちます。その間には、与謝野ブランドの立ち上げということで、新しく商標登録がされたり、ロゴマーク利用促進事業への取り組みや、土産にしてもいいような与謝野モダンという手提げの紙袋等もつくられて、好評を博したところですが、この紙袋も非売品なので、このままでは、その範囲にとどまるのではないかなと、そういうふうにご心配をしております。

本日、お伺いをいたしますのは、この紙袋にも大正時代から昭和初期をほうふつさせる与謝野鉄幹・晶子が描かれ、与謝野モダンと記されておりますが、現実に観光振興ビジョンが策定されて

から、何枚かのポスターがつくられましたが、どのように、この計画を動かそうとされているのか、このことがどうもはっきりしないわけでございます。また、大正時代なのか昭和初期なのか、戦後の時代なのか、時代背景の設定もはっきりしていません。

昨年7月に提言書としてまとめられました、ちりめん街道活性化行動プログラムにも、この昭和モダンに触れた記述は1カ所しかありません。昨年、総務常任委員会で岐阜県恵那市の大正村を見る機会に恵まれました。ここは古いものは火事の際に鳴らす半鐘が1個だけだったところから、今日の日本大正村をつくり上げた、こういうところと言われております。

本町も、もてなしづくりの推進、昭和30年代をレトロと位置づけたまちづくりを進める、豊後高田市と並んで、この時代をセールスポイントにしてきているわけですが、先進地の、こういったところに、もう少し学ぶ必要があるのではないかなど、このように思っておりますし、このままでは訪れた人がポスターを見て、現実にまちに来ていただいたときの、この現実との乖離の大きさに、私は失望を与えるのではないかなど、このような不安にさいなまれております。

ついせんだってNHKは28年前の我が町の状況を再放送してくれました。織物によって支えられた様子が克明に放映され、祭りを支える子供たちや、町の暮らしを振り返ることができました。このようにマスコミをしっかりと利用しながら、町の姿を折り込む姿勢が必要ではないでしょうか。

古きよき時代の郷愁のあるまちづくりとうたわれていますが、どのあたりを具体的に想像し、この振興ビジョンでは昭和初期のイメージですけれども、昭和初期は丹後震災もあつたりしながら、どうももう一つははっきりしない。昭和モダンとシルクの里の組み立てについて、どのようにされようとしているのか、今後の進め方についてお伺いをいたします。

それと、俳句と短歌につきましては、蕪村や礼蔵のゆかりの地として、江山文庫俳句大賞、あるいは昨年の国民文化祭以降、著名な先生が選者であることから、観光として考えられるほどの多くの参加が得られていると、このように思っております。

ことし秋には、第1回与謝蕪村顕彰与謝野町俳句大会が計画をされます。事前投句の受け付けが始まっています。短歌と俳句の里として全国評価に耐える町になったと思っております。関係者の努力を評価し、さらに観光面との結合について検討をお願いをしたいと、このように思っておりますが、あと一つ残されました大きなテーマであります、与謝野文学賞につきましては、これは与謝野町のイメージアップと先人の功績を継承する賞ということになっておりますけれども、まだ、実行委員会の決定に至っていないと、このように認識をしております。具体的には、いつごろスタートをすることになるのか。この観光振興ビジョンとあわせて、このことをお伺いをして、第1回目の質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の一番目、入札改革を問うについてお答えいたします。

議員のご質問のうち、幾つかは、今までの議会の答弁でお答えしてきたものでございます。過去の答弁と重なる部分もございりますが、ご了承いただきたいというふうに思います。

まず、1点目のランダム係数を用いた最低制限価格の算出についてでございます。当町における最低制限価格の算出根拠につきましては、国土交通省の新公契連モデルに準じております。こ

の新公契連モデルにおける積算基準は、平成20年4月、平成21年4月、平成23年4月と続けて改正が行われておりますが、当町では近隣の自治体に先駆けて、これら最新のモデルに臨機に対応しており、現在、発注を進めております案件も、すべて新モデルによる最低制限価格としております。つまり最低制限価格の設定につきましては、独自の設定方法を用いるのではなく、国土交通省が示します積算根拠に基づいたものを採用しておりますので、今後も新しくモデル式が改正されましたら、臨機に対応してまいります。

続きまして、2点目の電子入札の積極的な取り組みについてでございます。電子入札とは、入札を実行するための一つの手法でありまして、必ずしも直接的に入札の透明化につながるというものではありません。考えられるメリットとしては、非常に多くの業者を対象として入札を執行する場合、つまり大きな自治体等で、同じ格付の業者グループの中でも、すべての業者が指名されるわけではないというときに、電子入札ならば指名通知から落札決定まで、指名された業者同士がお互いに顔を見ることがないわけですから、ある一定のレベルにおいて、公平かつ透明性が保たれるということが上げられます。

また、電子入札ならば指名業者の所在が遠方であった場合、入札会場までわざわざ時間をかけて足を運ばなくとも、会社や自宅からでも入札に参加することが可能であるということも上げられます。

現在、当町でこれら二つのメリットを検証しますと、まず、前者については、当町の指名業者の格付は公開されておりますし、さらに指名するときは、そのグループすべてを指名しておりますので、指名された者同士がお互いの顔を見ることがないという点で、電子入札の必要性は見い出せません。後者につきましては、町内の業者に指名をしているわけですから、入札会場まで遠く、遠方から足を運ばなければならないという事態は考えられません。ネット環境の構築につきましては、京都府の電子入札に参加されている業者もふえてきておりますので、新たに業者自身の負担が増加することはほとんどないものと考えますが、発注者は独自のシステムを構築するか、どこかのシステムを間借りする必要がございます。

以上のことから、現在、当町では電子入札の必要性を特に見い出しておりません。

それから、2番目の随意契約ガイドラインの策定についてお答えいたします。当町では、独自にガイドラインを設けておりませんが、平成22年9月に京都府会計課が策定し運用されております、京都府随意契約ガイドラインを参考にして準用しております。今までの随意契約案件につきましても、これらに照らし合わせ随意契約を行ってきたものでございます。

しかしながら、この京都府随意契約ガイドラインの中にも記載がありますとおり、契約事情を取り巻く環境は常に流動的であり、実際の契約に当たっては、その場所、その時点における契約の条件や、関係法令、社会情勢等を十分に把握した上で、個々の事例に即して判断し、適正な処置を行うことが重要と考えております。

ガイドラインはあくまでも現時点での契約に関する一つの判断基準、または考察を示すものであり、そこにすべての答えが書かれているというわけではございません。重要なのは、当町独自のガイドラインを策定するか否かではなく、その運用であるというふうに考えますが、もし策定するとなりましたら、京都府随意契約ガイドラインに準じる形になるものと考えております。

3番目の昭和モダンとシルクの里をどう組み立てるについてお答えいたします。与謝野町観光

振興ビジョンにつきましては、昭和モダンとシルクの里、鉄幹・晶子ゆかりの町「美心与謝野」を目標に平成21年3月に策定し、与謝野町の歴史と伝統文化を磨く「ほこりづくり」、豊富な交流の場を生かした「もてなしづくり」、伝統を生かした「ものづくり」の三つの分野ごとに住民と行政がともに取り組む行動計画、64の行動計画を立案しております。

この行動プログラムにつきましては、与謝野町観光協会をはじめ役場内の関係課と一年ごとに進捗状況の確認を行っておりますが、プログラムの中には、表に見えるものと、そうでないものがあります。ことし3月の今田議員の一般質問にも答弁させていただいておりますが、ビジョンの策定から3年が経過し、具現化に向け、いよいよ表に出てくるときと考えており、与謝野町の観光のキーマンとなります与謝野町観光協会では、今年度の事業計画において、観光振興ビジョンの具現化への取り組みとして、与謝野文学の散策ルートの策定と整備、体験型観光の充実、与謝野自然風景10選の選定の三つの取り組みを柱として事業を進められるとお聞きしております。

また、町におきましては、観光振興ビジョン単体での取り組みは難しく、平成22年3月に策定しました産業振興ビジョンとの連携を図るため、与謝野町産業振興会議において、産業振興だけでなく、観光振興についても協働していくこととしており、現在、平成24年度から2年間を任期とする新たな与謝野町産業振興会議の立ち上げに向けて準備を進めているところでございます。

観光振興は、近隣市町との広域連携だけではなく、町内の観光関連業者、宿泊業者を中心とし、商工業者、農林業関係者など、各種業界がスクラムを組んで取り組んでいかなければならない非常に重要な分野というふうに考えております。

次に、観光やまちづくりについてのマスコミを活用したPRですが、数年来、FM京都において、大江山登山マラソン、国民文化祭、与謝蕪村顕彰俳句大会、ひまわり15万本、岩滝大名行列など、ラジオを活用したイベントPRを実施しているところであり、昨年、岩滝大名行列では会場の阿蘇シーサイドパークからの生電話リポートを実施したところです。

各イベントとも多くの来場者があり、継続イベントについては来場者がふえているという実績も出ているため、今年度におきましても、ひまわり15万本、YOSANOオータムフェスティバルなどのイベント告知について、実施を検討しているところでございます。

また、各種観光情報誌、テレビなどにおいても、ちりめん街道などを中心に近年、取材件数がふえてきており、少しずつではありますが、与謝野町の知名度も上がってきているのではないかと考えておりますが、マスコミの活用となると多額の経費を要しますので、少しずつできるところから活用していくこととしたいというふうに考えております。

次に、与謝野文学賞についてですが、観光振興ビジョンが掲げる与謝野文学賞の創設は、ほこりづくりの行動計画、第2条与謝野文学のまちづくり全4項内に位置しております。第2項でございます。

当町では江山文庫俳句大賞で培った経験をもとに、昨年、国民文化祭「与謝蕪村顕彰俳句大会」を開催しました。そして、これらを継承、発展させた新たな俳句大会を平成24年度から全町的な取り組みとするため実行委員会体制により実施いたします。このように、地域ゆかりの文人である与謝蕪村や与謝野鉄幹・晶子の顕彰を皮切りに、俳句・短歌を当町の特色ある文化と位置づけ、文学のまちづくりのための事業を進めていきます。

したがって、観光振興ビジョンに掲げます与謝野文学賞については、与謝野町俳句大会を
発展させていくということが当面の取り組みというふうに考えております。

以上で、勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） どうもありがとうございました。

まず、町長、最低制限価格の関係でございますが、これも再三、これまで出まして、副町長
にお尋ねしとったんですが、もう副町長にご苦勞過ぎるんで、町長に今回は、お願いをしたよう
なことなんですわ。

それで、例えばある県で非常に有名になった話で、最低制限価格が3, 207万5, 239円
とされたケースの場合、参加した19社が同じ金額で入札をして、くじで落札が決められた。こ
ういったことが報道をされたことがございました。この例から見ましても、入札時において、工
事内訳書が提出されているわけですが、その額は公示された最低制限価格と一致した額になっ
ていなければならないわけで、このことから内訳書がですね、私は、この機能は十分、この適正
化の促進になっていると、これを私は思えないんですけどね。だから、先ほど申しましたように、
人間の心理からいうと、そういうことはならないんじゃないかなというふうに思っております、
これはぜひ、現状の、非常に多くのくじで決定をするということについて、再度、町長のご感想
をお伺いしておきたいと、このように思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 同じ答えにしかないんですけど、一応、基準となりますものを、やはり国
のそうした新公契連をモデルにしまして、一定の数値を掲げておりますし、その中身につきまし
ては、それぞれの業者の方に一定の最低制限価格を公表した後、一定の用紙に、その中をきちっ
と埋めていただく、そうした内訳書も提出していただいております。

いろいろと、業者の方からのクレームがあるというふうなことでございますけれども、前にも
申し上げたかと思っておりますけれども、やはりこうしたことに商工会の建築部あたりから、という
声が上げられるということだったらですけども、いろいろと言われることに対しまして、町に
は、この間、要望書が出ましたけれども、それ以外には特にクレームといえますか、そうしたも
のは出てきておりません。

それは、やはりできるだけ町としても、ランク付した中で、地元の業者の方に、できるだけ取
っていただきたいという思いの中で、こういう方法も公平性を保つという上では、一番いいの
ではないかというふうに思っております。旧町の時からの私自身のいろんな経験も踏まえて、こ
れ以上、公平な方法はないのではないかとこのように考えております。

それぞれ、いろいろとそのときそのときによって状況も変わりますし、先ほど随意契約の中
でも言われましたように、一定のガイドラインがありますし、それらに照らし合わせて、果たして
法的に、これでいいのかどうか、非常に慎重なチェックをかけながら、一定の業者入札をさせ
ていただいておりますので、大きな法に触れるような、あるいはガイドラインから外れるような、
そういった方法ではやっていないというふうに私自身も認識いたしております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今、町長の答弁いただきまして、私はやっぱりこれまでもございましたように、

組織をきちっとつくれよということをおっしゃっておるのかなと、業者の方たちも。そういうふうにとめをいたしました。そういったことを、今後、組織の中で、それぞれが考えていただくことが必要ではないかなと思っております。

それでは、随意契約に、少し移りたいと。町長、随意契約の京都府のガイドラインには大体沿っているということで、厳しい審査をやられているというふうには、私、受けとめたんですが、一つ参考までに、私が今回に当たりまして調べたことを申し上げておきます。

この随意契約2社について、ある1社について見ますと、この経営規模評価通知書が、ここからとってみますと、この年度で売り上げが1億500万円余り、水道関連の技術者は1級で3名あるんですね。この工事に加わる社員数から見ても、これほとんど本町が随意契約で契約した工事ではないかなと、こういうふうに思っております。また、当時の資料全部は入手していません、詳細わかりませんが、この会社の独自開発の技術を評価しての契約ですから、問題にしましても、昨年度の企業の場合は、私はこれ以上、この議会では申し上げませんが、明らかに建築業法に違反している箇所がございます。これもはっきり申し上げておきますが。

これ以外、申し上げませんが、やはり経審を含んでですね、十分、私は審査をしていただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思っております。

どちらにしても、随意契約については、もう一回、ガイドラインも含んで、しっかりと京都府は京都府としながら、私は町でつくっていただく必要があると、このように思っておりますので、よろしくお話をしたいと思っております。

それから次に、私、観光の面で申し上げたかったのは、FM京都かラジオとかいうことではなく、一般の放送や放映、新聞を利用しながらですね、いかに今の紙面の中に溶け込んでもらうようなやり方で、私はPRをしていくことが、PRに使っていくことが必要ではないかな。だから話題性のある事業を適宜、織りまぜながら情報提供をしてもらう。このことが一つのポイントになるのではないかなと、こういうことでお願いがしたかった。

それから、この与謝野文学賞につきましても、今、町長のお話を聞きますと、俳句大会や、そういったものを基本にしなが、これから組み立てていかれるということなんですが、振興ビジョンを読みますと、そういう受けとめ方はちょっとしていなかったで、一つですね、これはこれで発展をさせていただきたいと、このように思っておるわけですが。

それと、最後にですね、このキーマンに観光協会をお願いをしているということがございます。観光協会ということが出ましたので、一つだけお伺いをして終わりにしたいと思っておりますが。

私、旧加悦庁舎のトイレの話をお願いをいたしました。その後、このことについては、観光協会とどのような話になっておりますか、お伺いをしたいと思っております。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 随意契約の話の中で、非常に厳しいご指摘がありました。法に違反してる疑いがあるでしたか、そこまで言われましたんで、ちょっと気になります。その辺については、もう少しきちっと調べさせていただきたいというふうに思います。

それと、そのトイレの件につきましては、長島課長のほうから報告をさせていただきます。

議 長（赤松孝一） 長島商工観光課長。

商工観光課長（長島栄作） 議員おっしゃっておりますのが、夜間の閉鎖の件かというふうに思っており

ます。

閉鎖をいたしましてから、観光協会のほうに尋ねておりますけれども、その後のしばらく間は苦情等があったというふうには聞いておりますけれども、現在では、そのような苦情もなく、トイレもかなりきれいな状況で使用がされているというふうにお聞きをしておりますので、今のところは、この状態でいきたいなというふうに私のほうは思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 町長、これ私のところの案件にかかわってということではなく、以前、私とこの前から、そういう状態が報告をされておりますので、そのことが申し上げたかったということでございます。これをいずれ、私とかがどうのこうの言うことではなしに、また、そういう措置がとられるのではないかなと、このように思っておりますし、それから、今の商工観光課長さんのトイレの話は、何か要望があったら、ないからこのままきとおるというふうには私はお聞きしたんですけどね、要望がないんで別段、けど、そういうことではなしに、観光という視点から、ぜひあそこをどう活用し、どうトイレという場を生かすとか、そのことにお考えをいただきたいと、このようにお願いをして終わりにしたいと思います。以上でございます。

議長（赤松孝一） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。次回は、あす6月14日、午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

（散会 午後 4時57分）